# 平成21年第6回防府市議会定例会会議録(その4)

平成21年9月11日(金曜日)

## 議事日程

平成21年9月11日(金曜日) 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

## 本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

## 出席議員(27名)

	1番	安	藤	_	郎	君			2番	斉	藤		旭	君
	3 番	Щ	田	耕	治	君			4番	河	杉	憲	=	君
	5 番	Щ	根	祐	=	君			6 番	土	井		章	君
	7番	松	村		学	君			8番	大	田	雄二	郎	君
	9 番	木	村	_	彦	君	•	1	0 番	横	田	和	雄	君
1	1番	田	中	敏	靖	君		1	2番	Щ	本	久	江	君
1	3 番	田	中	健	次	君		1	4番	佐	鹿	博	敏	君
1	5 番	弘	中	正	俊	君		1	6 番	髙	砂	朋	子	君
1	7番	今	津	誠	_	君		1	8番	青	木	明	夫	君
1	9 番	重	Ш	恭	年	君	2	2	0 番	伊	藤		央	君
2	1番	原	田	洋	介	君	:	2	2番	Ξ	原	昭	治	君
2	3 番	藤	本	和	久	君	:	2	4番	久	保	玄	鰯	君
2	5 番	Щ	下	和	明	君	2	2	6 番	中	司		実	君
2	7番	行	重	延	昭	君								

## 欠席議員

なし

#### 説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 長嘉村 悦男君 市 副 村 廣 樹 君 会 計 管 理 者 松 吉 栄 君 財 務 部 長吉 総 務 部 長浅 田 道生君 総 務 課 長 原 田 知 昭君 友 二 君 生活環境部長古 産業振興部長 阿 部 勝 正君 谷 土木都市建設部長 阿 明君 生 君 部 裕 土木都市建設部理事 岡 本 幸 育 健康福祉部長田 中 進君 利 雄君 教 長岡 田 教 育 次 長 山 勇 君 水道事業管理者中 隆君 邊 村 水道局次長本 廣 繁 君 消 防 長武 村 郎君 監 査 委 康夫君 入札検査室長 安 田 節 夫 君 員和 ⊞ 農業委員会事務局長 村 田 信 行 君 選挙管理委員会事務局長 古 谷 秀 雄 君 監查委員事務局長 小野寺 光 雄 君

## 事務局職員出席者

議会事務局長森 重 豊君 議会事務局次長 山 本 森 優 君

午前10時 開議

議長(行重 延昭君) 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

議長(行重 延昭君) 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、田中敏 靖議員、12番、山本議員、御両名にお願い申し上げます。

#### 一般質問

議長(行重 延昭君) 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

これより早速、質問に入ります。最初は5番、山根議員。

〔5番 山根 祐二君 登壇〕

5番(山根 祐二君) おはようございます。公明党の山根でございます。まず初めに、 7月21日の豪雨災害によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、 遺族の皆様や災害により被害を受けられた市民の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

地域の建設業は、地域経済や雇用のそれぞれ約1割を担う基幹産業であるものの、建設 投資の減少や価格競争の激化、景気の悪化など、地域の建設業を取り巻く経営環境は、か つてない厳しい状況となっているとともに、地域経済も厳しい状況となっています。この ため国土交通省は、地域における問題意識を共有した上で、建設業団体や地方公共団体な どの地域関係者が協議会を構成し、地域の合意形成等を促進しながら、異業種との連携等 による地域活性化に資する事業の立ち上げを支援する建設業と地域の元気回復助成事業を スタートさせました。

この助成事業は、建設業の活力再生と地域活性化が目的で、地域の建設業団体が保有する人材、機材、ノウハウ等を活用し、地方公共団体や農業、林業、観光、それから環境、福祉等の異業種団体との連携により協議会を設立して、建設業の活力の再生と地域の活性化を図ろうとする場合に、連携事業の検討や試行的実施に必要な経費を助成するものであります。既に第1次募集として、平成21年3月26日から5月25日までの間、公募を行い、所定の審査を経て、今般104件の助成対象事業が選定されております。

テーマ別内訳では、農業 2 4 件、林業 2 5 件、水産業 7 件、観光 2 5 件、福祉 1 件、その他 5 件です。選定に際しての審査の観点は、事業に取り組む背景や必要性、計画の妥当性、地域の建設産業の活性化への寄与度などです。連携事業の具体例としては、次のようなものがあります。

林業と建設業との連携では、岐阜県飛騨地方の取り組みとして、ひだ林業・建設業森づくり協議会の設立。また、群馬県の建設企業の取り組みとして、間伐材を活用したヒートアイランド対策として保水性平板の開発。建設業と観光分野との連携では、富山県の建設企業の取り組みとして、地域交流の一環として、観光農園、体験型農場事業を展開。東京の建設企業の取り組みとして、地元資源を生かした名物サービス業の営業展開。農業と建設業との連携では、北海道の建設企業の取り組みとして、「連作も寒冷も何のその!得意の土壌改良技術で夢のにんにくを作る!」とか、山梨県の建設企業の取り組みとしては、「遊休農地を活用した農業事業参入~観光農園と直売による参入を促進~」などがあります。

事業の実施主体は建設業団体、地方公共団体等からなる協議会で、第1次募集は終了しておりますが、第2次募集は平成21年9月1日から同9月30日までとなっています。本市におきましても、地域活性化の観点から、積極的に取り組むべきと考えます。

そこで質問ですが、建設業と地域の元気回復事業の本市の取り組みについて執行部の御 見解をお伺いいたします。

次に、本市の建設業の現状についてお尋ねいたします。

冒頭述べましたとおり、建設業は基幹産業として住宅や社会資本整備の直接の担い手であります。しかし、公共事業の減少や価格競争の激化、また鋼材や燃料費等の資材価格の上昇、金融機関の貸し渋りなどが影響し、建設業の経営環境は厳しさを増しております。

国では、平成20年8月から9月にかけて、地域実態の緊急調査を実施し、地域の建設業の実情、金融機関の融資姿勢の把握等を行うため、全国9ブロック建設業協会、地元金融機関の意見をまとめました。それによると、地域の建設業界からは、主に公共事業予算の確保増加と受注機会の確保、金融の円滑化、地方公共団体の入札制度の改善を求める声が多く寄せられたそうです。これらの調査結果等を参考にし、本市の建設業の現状についての認識をお伺いいたします。

次に、2番目ですが、農地法等改正についてお伺いいたします。

改正農地法が6月17日、国会で成立をいたしました。今回の法改正では、農地の効率的な利用の促進へと抜本的に見直しがされました。農地所有者の高齢化や後継者難などにより、国内農地がピーク時の7割程度まで減り、使われていない農地が増大しております。 改正農地法では、法の理念を転換し、所有から効率的に利用することに重点を移し、新たな農業者の参入に道を開きました。

改正のポイントは、1として、法律は、農地の所有者や借主は、農地を適正かつ効率的に利用する責任があることを明らかにしました。荒れたままにすれば、遊休農地に認定されて、農業委員会の指導、勧告を受けたり、他への貸し付けをあっせんされたりします。2番目として、新たに相続があった場合、農業委員会への届け出が義務づけられます。また、共有名義のままでも、権利者の2分の1を超す同意があれば利用権の設定ができます。また、農地の利用者の確保、拡大に向け、貸し借りの規制を大幅に緩和いたします。また、農地の面的集積を進める組織を全市町村に新設いたしますなどがあります。

農地を所有できるのは、従来どおり、農家と農業法人だけですが、農地の適正利用を大前提に企業などにも円滑に貸し出せるようにしたのが特徴であります。農地の賃貸借期間も20年以内から50年以内へと変わりました。また、農地の違反転用には罰則が強化されます。

法改正の目的の一つには、国内の農業生産を高め、我が国の食料自給率を現在の40%から50%程度へと高めることがあります。土地利用型の農業について、担い手農家が規模拡大を行いつつ効率な経営を実現するためには、小規模農家や高齢農家等からゆだねられる農地を面的にまとめ、担い手農家に貸し付けることを進める必要があります。農地集積加速化事業は、これらの取り組みを進めることが目的です。

具体的に農地の貸出手への交付金として、10アール当たり最高1万5,000円を最

長5年間支給いたします。小規模農家や高齢農家が所有するばらばらの農地を面としてま とめ、担い手にゆだねる取り組みを加速させるのがねらいです。

また、農地集積の調整活動の支援として、費用を給付することにより、農業委員会をはじめとする関係者による農地集積の調整に必要な活動を促進いたします。実際に農地の集積が進むかどうかは自治体などの取り組みが重要と考えます。

そこで質問ですが、1番目、農地集積加速化事業について、本市の取り組みをお聞かせください。2番目に、農業委員会の体制強化については、どのように考えられますでしょうか。3番目に、耕作放棄地等への効果はどう考えるか。以上、お答えをいただきたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 5番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 私からは、建設業と地域の元気回復事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問の建設業と地域の元気回復事業に対する市の取り組みはどうかということでございますが、議員も御承知のとおり、本助成事業は、「建設業と地域の元気回復基金」を財源として、建設業の保有しているノウハウなどを活用し、異業種との連携や複業化等により、地元の特性を活用した事業の検討や試行的実施に必要な経費を助成することで建設業の活力の再生、雇用の維持・拡大や地域の活性化を図っていこうとするもので、平成20年度後半から実施されているものでございます。

山口県におきましても、県建設業協会や協会各支部が農林業や観光の振興、また環境や 福祉などの分野において、地域関係団体とともに地元の特性を活用した連携事業の検討や 試行的実施に向けた協議がなされているところでございます。

議員御指摘のとおり、本年3月から5月にかけて、本助成事業の第1次募集がありまして、全国で104事業が選定された中で、中国地方においては8事業、山口県では阿東地域活性化協議会の事業が選定されております。この助成事業は、9月末を目途に第2次募集が始まっているところでございますが、建設業協会防府支部では、現在のところ本助成事業にふさわしい案件は特にないとのことでございました。

いずれにしましても、本助成事業に対する市の取り組みにつきましては、建設業界などによる事業化に向けた協議会の設置や事業分野の方向性が定まれば、当然のことながら関係する部署がその協議会に参画し、活動してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の御質問の本市の建設業の現状についてお答えいたします。

近年、国や県が公共事業費を大幅に抑制し、補助事業などを減少させている中で、本市においては、いち早く取り組みを始めました行政改革の効果もあり、地方交付税の大幅な落ち込みによる投資的経費の減少傾向にあるにもかかわらず、毎年、下水道工事に力を入れるとともに、小・中学校の体育館建設などの大型工事も行い、普通建設事業費の確保に努めてきたところでございます。

しかしながら、5年ごとに実施される事業所統計調査の市内の建設業者数と従業員数は、 平成13年の635事業所、4,772人から、平成18年には538事業所、3,959人へと減少しておりまして、山口県建設業協会防府支部の会員数や本市入札参加資格登録業者の従業員数も減少していることから、経営状況は厳しい状況になっているものと推察しているところでございます。

このような状況を考慮しまして、本市におきましては、かねてから工事の早期発注や地元企業への優先発注など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。この中で、公共工事の入札・契約制度について極端な低入札を排除し、適正価格での受注を促すよう調査基準価格の引き上げを平成17年度から20年度にかけまして3回実施いたしました。その結果、平成16年度当時、土木Aクラスにおいて65%であった平均落札率が20年度には78%まで上昇し、その効果を上げているところでございます。本年10月には調査基準価格をさらに引き上げるよう検討しております。

一方、平成20年度からは建設業界からの要望にこたえまして、価格と価格以外の要素を総合的に評価する「総合評価入札方式」や鉄鋼や原油価格などの急激な高騰にも対処するための「単品スライド制度」を導入するなどの改善に努めてまいりました。

今後とも、裾野の広い産業である建設業界だけに、その活性化につきましては、国・県の動向を注視しながら、さまざまな施策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、産業振興部長、農業委員会事務局長より答弁いたします。 議長(行重 延昭君) 5番、山根議員。

5番(山根 祐二君) 答弁ありがとうございます。

建設業協会に問い合わせされましたところ、現在のところ、そちらのほうからの具体的な案件はないということであったという御報告でございました。

答弁の中にもありましたように、平成13年の企業数、あるいは平成18年の企業数と、減少を続けているわけで、一つの会社におきましても、その従業員数というのは減っているようで、縮小に向かっているというのを感じるところでございます。

国土交通省が行う建設業と元気回復事業というものは、地方公共団体を含めて農業や観

光などの異業種との連携による地域活性化というのが目的であるというふうに壇上から申 しましたけれども、これもなかなか、私が建設業のほうで伺ってみますと、余り知られて いないように感じております。

で、第1次募集におきましては、この協議会についての交付率というものが低額なんですけれども2,500万円あり、第2次募集につきましては2,000万円という国の交付金がございます。こういった国の交付金を活用してどんどん進められるといいなというふうに感じるわけでありますが、本事業の紹介、あるいはPRについては、これは行政がもっと積極的に行うべきであったのではないかと考えますが、このPRについてはいかがお考えでしょうか。

議長(行重 延昭君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(阿部 裕明君) 今回のこの事業におきまして、国土交通省中国整備局におかれまして、県の建設業協会並びに県のほうに説明が行われたというふうに聞いております。その後、県の建設業協会のほうから防府支部等の各支部に説明がなされたというように伺っておりまして、その支部のほうからも防府市のほうに、各課に相談を受けたということは伺っております。しかしながら、その時点で、先ほども答弁いたしましたように、建設業協会のほうが、なかなかこの事業に対してふさわしい事業を見つけられないということでございました。

そういうことで、事業主体の中心となるべく建設業協会さんのほうがそういうことでございましたので、改めて市のほうからこれに対してのPRは行っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 5番、山根議員。

5番(山根 祐二君) こういう事業に関しては、建設業界のほうから手を挙げられて応募をしていただくというのが筋ではございますが、行政の企画力といいますか、そういう知恵を大いに発揮していただければなという感じもいたします。

今回、1次募集で採択された104の事業の中には、事業団体が地方公共団体であるものが幾つか見受けられます。その中で熊本県上天草市は、耕作放棄地活用事業を上天草地域産業雇用創出協議会という名前で採択をされています。そして、ここの8月の市広報で次のように市民に対して告知をしております。

「今回、本事業に取り組むことによって建設業の持っている能力を活かしながら地産地消、 地産多消を目指した農地活用の方向付けが出来ればと考えています。

事業を進めていただく企業はこれから公募によって選出することになりますが、その折

には「我こそは」と、どしどし応募していただきたいと思います。建設業の農業参入により、雇用創出、地域活性化のモデル事業の一つとして展開していければと考えます。

上天草市長」

以上です。これは行政が国の制度を積極的に活用した一つの例ではないでしょうか。本市 もこの際、2次募集に応募するということはいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。 議長(行重 延昭君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(阿部 裕明君) 今回の第1次募集におきまして、確かに104件の認定をされました中には事業管理者が市・町というのはございます。

今回、第2次募集の期間もこの9月1日から9月30日までということでございまして、 今回のこの募集期間におきましての建設業界への再度の意見具申といいますか、というの は行っております。しかし、現在、本市の建設業協会では今のところこういう状況にはな いということでございました。しかしながら、こういう事業が今後また実施されるという ことになれば、今、議員御指摘のような、行政のほうから投げかけるというようなことも 含めて、建設業協会と協議しながら考えてまいりたいというように考えております。

以上です。

議長(行重 延昭君) 5番、山根議員。

5番(山根 祐二君) 公募期間のこともありますし、なかなか現時点では難しいものという感じもいたしますが、こういった情報を早くとらえて告知していくというのが大事ではないかなというふうに思います。

入札契約制度についても御答弁いただきました。今まで入札を行ってきた中で、さまざまな改善をされてきたというふうに思いますが、建設業者からの入札制度に対する具体的な意見や要望、これはどのようなものがあったかお聞かせいただきたいと思います。

また、地元企業への優先発注なども行ってきたということですが、具体的にはどのような内容でしょうか、お尋ねいたします。

議長(行重 延昭君) 入札検査室長。

入札検査室長(安田 節夫君) 入札に関する業者からの要望ということでございますが、業界からの要望につきましては、歩切りの廃止とか、開札時の調査基準価格、判断基準額の同時公開とかいう要望が出ております。

それから、地元建設業者への優先発注ということでございますが、市としましては、公 共事業の発注につきましては、市内業者の積極的な活用を図ることとしております。

その内容としましては、公共事業、公共工事の業者選定につきましては、防府市建設工事等の請負業者選定事務要綱、これに基づきまして、入札参加資格認定を受けております

業者の中から工事の種類や規模ごとに行っておりまして、原則としまして、まず市内の業者から選定をします。それから市内業者で施工が困難な特殊なもの、大規模なものは市内に営業所を有する市外の業者、さらに市外の業者というような順に指名、あるいは募集要件を設定しております。

それから、さらに規模が大きく技術面等からも共同施工が適当と判断されるものにつきましては、共同企業体の取扱要綱、これにのっとりまして、市内業者を構成員とする共同企業体として発注をしております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 5番、山根議員。

5番(山根 祐二君) 防府市の入札制度につきましても、いろいろ工夫をされて今まで来られているように思います。選定事務要綱によりまして、原則市内の業者から発注を考えていくということでありましたけれども、発注される側の企業の体制というものが整っていけば、そういう十分な力量を持つ業者が多くなれば、市内の業者に発注する機会も増えることと思います。

今回、こういった質問をさせていただいた建設業と地域の元気回復事業というものは、 市が発注する公共事業が対象ではありませんが、公共事業が地元企業に及ぼす影響という ものは大きなものがございます。地元企業への優先発注が多くできるよう先ほど申しまし たように、地元企業の育成というものに配慮を願いたいというふうに思います。

また、このたびの豪雨災害の復興につきましては、地元建設業の持つ人材、機材、ノウハウが大きく貢献したことは周知の事実であります。建設業者の中には、行政からの要請だけではなく、みずから積極的にボランティアとして御協力いただいた会社もあると聞いております。この場をおかりして心より感謝を申し上げます。

以上のことを踏まえつつ、今から建設業者、建設業の育成ということに心を砕いていっていただきたいというふうに思います。

この項については終わります。

議長(行重 延昭君) 次は、農地法等改正について。産業振興部長。

産業振興部長(阿部 勝正君) それではお答えをいたします。

農地法等の改正についてのうち、1点目の農地集積加速化事業の防府市の取り組み及び 3点目になりますが、耕作放棄地への効果をどう考えるかといったことにつきまして、私 のほうからお答えをさせていただきます。

農業委員会の体制強化につきましては、後ほど農業委員会事務局長のほうから回答を申し上げます。

それでは、農地法等改正についてのお尋ねにお答えをいたします。

御案内のとおり、農業を取り巻く情勢は、国際的な穀物価格の高騰や輸入食品の安全性の問題などを受け、食料の安定供給に努める必要から、国内の農業生産を高め、自給率向上を図ることが喫緊の課題となっております。

このような状況の中で、今回農地法の改正が行われ、具体的には生産基盤である農地について、法の理念を「所有」から「利用」に転換し、転用規制の厳格化等で確保するとともに、貸借についての規制の緩和、利用集積を図る事業の創設等により、その有効利用を促進しようとする内容となっておりますことは、議員、御案内のとおりであります。

まず、第1点目の農地集積加速化事業についてお答えをいたします。

本事業は、経済危機対策の一環として、本年度の補正予算に盛り込まれたもので、「農業経営基盤強化促進法」の改正による「農地利用集積円滑化団体」の創設とともに、担い 手への農地の利用集積を促進することを目的としております。

具体的には、農地の出し手が地域の活動主体である面的集積組織に6年以上の貸し付けを任せ、受け手の利用する農地が1ヘクタール以上になるなど、一定の要件を満たせば農地の出し手に農地10アールにつき年間1万5,000円を最長5年分交付するという事業でございます。

この事業は、農地の出し手に補助金を交付するという、これまでになかった事業でございますが、いまだ具体的な手順等が国・県から示されておらず、不透明な状況にあります。 そういったことで、今後とも国の動向を注視しながら、対応方法を検討してまいります。

次に、3点目になりますが、耕作放棄地等への効果についての御質問でございますが、 耕作放棄地の発生要因といたしましては、高齢化による担い手不足、農地の分散、農業用 施設の未整備、相続に伴う不在地主等が考えられます。

さらに、今後、農業従事者の主力を担ってきた世代が高齢化し、規模縮小や離農が進むと推測されることから、農地集積加速化事業により、担い手への農地の面的集積が促進されれば、耕作放棄地の増加に歯どめがかかるものと考えております。

いずれにいたしましても、農業は大変厳しい状況にあり、今後、政令・省令等が公布され、詳細が明らかになった時点で、防府とくぢ農協等の関係団体と協議し、事業への取り組みを検討したいと考えておりますので御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

議長(行重 延昭君) 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長(村田 信行君) 私からは、農業委員会の体制強化についてお答 えいたします。

このたびの農地法の改正の中で、農業委員会の業務に関係するものは、農地転用の厳格

化、転用違反に対する罰則の強化、賃貸借の規制の緩和などの農地の権利移動関係がございます。このほか、遊休農地や低利用農地の所有者等に対する指導などの遊休農地対策関係などがございます。

また、現在、県からは農地法上の権利移動や転用制限などの許認可事務を権限移譲することが市・町、こちらへ求められております。このため、農業委員会の担う許認可等の業務及び役割が質・量ともに増大することが考えられ、農地制度が適正かつ円滑に運用されるよう、農業委員会の体制の強化を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 5番、山根議員。

5番(山根 祐二君) 農地集積加速化事業については、いまだ国、県から具体的な手順が示されていないというお話や御答弁がありましたけれども、この一般質問の通告をした後、選挙がありまして、そして政権交代ということがありまして、この農地集積加速化事業につきましては、さまざまな、今、論議がされているところで、この具体的な手順というのが示されるのは、まだまだおくれるんじゃないかなというふうに思っております。

内容は御存じと思いますけれども、農業農地の貸し手に補助していくという従来の考え 方から、民主党の借り手 耕作者に対して補助をしていくということの考えということ から、この事業についてもいろいろ、今から変化があるのではないかと思います。

そういった変化はあると思いますけれども、この農地法改正につきましては、民主党も同意して成立した法律でありますから、この集積化事業のやり方についてはさまざま変わってきても、方向性は一致すると思いますので、やはり市として、そういった事業にのっとっているいろ手配をしていくということは必要になってくると思いますので、そういった準備といいますか、動けるようにしていただきたいなというふうに思います。

また、耕作放棄地につきましては、農地集積加速化事業により、その効果は期待できるというような御答弁の内容であったかと思います。こういった問題にも、やはり防府市は他市と比べまして、いろんな区画というのをしております。用途地域にいたしましても、その市街化区域、あるいは市街化調整区域と、区域を分けているわけでございますので、他市に比べましても、こういったところは積極的に取り組んでいくべき必要があるのではないかなと思っております。

で、農業委員会の体制強化については、御答弁にありましたように強化していく必要があると、その内容については広くなるのではないかと思いますので、その辺のところも今からの対応というのをすばやくやっていただきたいというふうに思います。

農地法改正について、まだほかにもいろんな施策が出ておりますので、その点について

若干再質問をさせていただきたいと思います。

食料自給率向上を目指して、水田で主食用米、米以外の作物づくりに助成金を拡充する という策もありますけれども、この点について、本市の見解はいかがか、お伺いいたしま す。

2点目に、農地所有者の委託を受け、市町村や農協が農地の貸し付けを行う農地利用集積円滑化事業や耕作放棄地抑制のための耕作放棄地再生利用緊急対策を実施し、同対策で耕作放棄地再生利用交付金というものが創設されるということを聞いておりますが、これの取り組みはいかがかということを質問いたします。

3番目、農地制度の改正を通じて、知事の裁定による所有者不明の遊休農地、これを公 社などが利用できるというふうにするとありますけれども、本市ではこういった所有者不 明の遊休農地というものがあるかどうか、把握されているかどうかお尋ねいたします。

以上、3点について御答弁をお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 産業振興部長。

産業振興部長(阿部 勝正君) 私からは最初の2点、助成金の問題と、次が耕作放棄 地の再生利用交付金、この2点についてお答えをいたします。

まず、1点目の水田での主要米以外の作物づくりに対する助成金の拡充といったことで ございますが、これは水田、畑を有効活用いたしまして、戦略作物の生産を拡大する場合 に、新たに創設された、正式名称が水田等有効活用促進対策交付金、こういった名前にな っておりますが、これが交付されるものでございます。

対象となります作物につきましては、大豆、小麦、飼料作物、米粉用米、飼料用米で、新たに作付を拡大した場合、作物に応じ、1反当たり3万5,000円 この3万5,000円は大豆、小麦、飼料作物です。それと3万5,000円または5万5,000円 これは米粉用米、飼料用米でございます といったものが交付をされるわけでございますが、これにつきまして、本市におきましては、今年度3戸の農家が約3.8ヘクタールの水田で麦の作付拡大に取り組まれているところでございます。しかしながら、この交付金につきましては、種まき前に販売先を確保しなければならないこと、また国の定める低コスト生産の技術に取り組まなければならないといった要件がございまして、現在のところ取り組みが進んでいるという状況にはございません。

次に、2点目の耕作放棄地再生利用交付金、これにつきましては、平成21年度から平成25年度までを実施期間といたしておりまして、耕作放棄地を再生利用する取り組みに対しまして、荒廃の程度に応じて1反3万円または5万円等を交付するものでございます。

また、これを実施するに当たりましては、各地域におきまして耕作放棄地対策協議会の

設立、さらには耕作者の確保並びに導入作物の候補及び販路の計画等に係る再生利用実施計画、これを定め、取り組み初年度から5年間以上の耕作が見込まれるといったようなことが要件になっております。

本市におきましては、昨年、防府市地域担い手育成総合支援協議会の中に専門部会として放棄地対策部会を設置しまして、昨年度調査いたしました耕作放棄地について検討を行っております。しかしながら、耕作者や販路の確保等、検討を要する事項も多いこともございまして、現在のところ、この交付金を使って再生する具体的な農地の選定には至っておりません。

したがいまして、今後とも耕作放棄地対策部会の中で、他の関係機関、団体とも協議して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長(行重 延昭君) 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長(村田 信行君) それでは、3点目の御質問の所有者不明の遊休 農地についてお答えをいたします。

このたびの農地法の改正によりまして、所有者の不明な遊休農地も利用権の設定ができるようになりました。この制度は、農業委員会が所有者の不明な遊休農地である旨の報告をいたしまして、この遊休農地を利用する権利設定を希望する農地合理化法人などが山口県知事に対しまして裁定を申請いたします。山口県知事は、申請者が利用することが適当と認めた場合には、内容の裁定を行い、申請者に通知し、報告をすれば利用権の設定が可能となる新しい制度でございます。

御質問の所有者が不明の農地は、現在私どもでは承知いたしておりません。もしこのような農地がございましたら、県と協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 5番、山根議員。

5番(山根 祐二君) 防府市におきましても、積極的にさまざまな取り組みをされているということを答弁の中で感じました。国の政策、制度が確立してくるにつれて、やはりその取り組みについても明確になってくると思いますので、後手にならないようによるしく対応していっていただきたいなというふうに思います。やはり農業に対する政策というものは、今、自給率を上げていくということが盛んにマスコミにおいても論議されておりますので、今から焦点になってくるのではないかと思いますので、この農地法改正に伴うさまざまな政策に素早く乗っていけるよう、御配慮をお願いしたいなと思います。

以上で、質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 以上で、5番、山根議員の質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 次は、6番、土井議員。

〔6番 土井 章君 登壇〕

6番(土井 章君) 明政会の土井章です。質問通告に従い質問をいたしますが、災害関連については、既に多くの議員の方が質問をされ、答弁がなされております。私が予定していた質問と重複する部分が多々ありますが、ありがたいことに予定質問に回答いただいたとの認識に立ち、重複部分につきましては再質問との考えで質問いたしますので、若干質問内容が変わりますが、よろしくお願いを申し上げます。

質問に入る前に意見を申し述べておきたいと思います。

1点目は、今議会における市長行政報告に、なぜ災害関連がなかったかという疑問であります。あれだけの大災害で8月11日の臨時議会後もいろいろなことがありました。 我々は報道情報で知るのみです。また、いろいろな対策を質問に答える形で披露されましたが、なぜ行政報告でしなかったのか。いかにも議会軽視ではないかということを指摘しておかざるを得ません。

2点目は、10月に課を新設するとか、あるいは地域防災計画を見直すとか発言されておられますが、現在の防災計画は、避難所を除いて立派な計画であり、また体制の問題ではなく、防災計画を十分熟知し、計画どおり行動したかの問題であるということを指摘しておきます。

それでは質問に入りますが、7月21日の土石流災害により、既報のとおり防府市では 甚大な被害が発生しました。私は、土石流そのものは天災ですが、人的被害については対 応を誤らなければ防げた、言いかえれば次の理由から人災であると考えております。

その一つは、市当局が土砂災害を全く予想していなかったという事実でございます。さきの臨時議会で、市長は、「台風、高潮、佐波川のはん濫を想定し、土石流災害は想定外であった」との答弁がありました。しかし、防府市では、平成5年8月の豪雨で、大道、佐野、右田、牟礼地区などなどで大規模な土石流が発生し、3名のとうとい命が失われたことは記憶に新しいところでございます。

また、なぜか掲載内容は過去何年間かほぼ同一でございますが、毎年、市広報6月15日号では、「大丈夫ですか?あなたの防災対策」と称した特集を組み、その中で、市内各地に土砂災害の危険性があることから、特に「恐ろしい土砂災害は突発的に起こります!」との特集記事を掲載し、市民に厳重な注意喚起をしております。

このようなことから、今回の集中豪雨の場合、佐波川を含む河川はん濫と土石流災害を 想定するのが常識と考えますが、市長以下、すべての職員が土石流災害を想定災害の外に 位置づけていたとは、さきの災害が全く教訓として生かされていない。また、市広報の記 事は何なのかと言われても仕方がないのではないでしょうか。

一昨日の答弁では、「これだけ多発するとは想定外」と答弁されましたが、男に二言は不要です。もう一度さきの臨時議会の答弁書を読み直していただきたいものだし、7月末の記者会見でも山の崩壊は想定外と発言されております。これが本心だと思います。

もう一つの問題は、避難勧告のおくれでございます。

国においては、平成11年の広島県における土砂災害を教訓に、土砂災害対策の検討チームが設置され、砂防堰堤等のハード整備については膨大な時間と費用を要することから、要援護者施設の背後等、急を要する箇所から整備することとする一方、危険回避が急がれることから、県は危険性のある、いわゆる警戒区域を明らかにし、そして市は土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制、もう一度申し上げますが、警戒避難体制の整備を図ることが答申され、平成13年4月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、いわゆる土砂災害防止法が施行され、平成17年、一部改正が行われ、現在に至っております。これを受け、山口県は、平成20年3月25日に土砂災害警戒区域を指定、告示を行い、防府市では587カ所が指定されました。

このことから、市では平成20年10月作成の防府市地域防災計画の3の5の3ページ に避難の準備情報及び勧告指示等の基準を示し、この中で土砂災害警戒情報が発表された ときとし、また同ページの下段にも、事前避難について、るる記載されております。

また、ことし4月には立派な避難準備情報、避難勧告指示マニュアルもできているので ございます。さらに、6月15日号の市広報にも「災害情報をいち早くキャッチ!土砂災 害警戒情報の発表」とのキャッチフレーズで、「大雨による土砂災害の恐れがあるときに、 市町長が避難勧告などを発表する時の判断や住民の自主避難の参考となるよう」云々と述 べております。

県からは、7時40分を初回に、数回の土砂災害警戒情報が発表されております。この 時点で、市が先ほど指摘したとおり、防災計画に従って作業を進めていれば、人的被害は ゼロであったかもしれないと思いますと、亡くなられた方の無念さが心に痛みます。

市長は、「マニュアルに従って処理した」と答弁しておられますが、マニュアルのどこを見て処理をされたのか全く理解できませんし、また、「通報を受け、職員が現地を確認後、避難場所や避難経路を確保し、2次災害を確実に防げる状態でなければ勧告できない。

初動体制がおくれたとは考えていない」と答弁されていますが、台風災害ならいざ知らず、 土砂災害は警戒、避難体制が大事であって、1次災害から生命を予防することが第一でご ざいます。

以上のことから、私は、簡単に予測できる災害の形態を見誤った、また、初動措置の不作為による人災と考えております。それでも初動がおくれたとは考えていないと正当化されるのであれば、市民は、市長には安全・安心は任されないと判断するでありましょう。

そこで、このたびの災害を検証しながら質問いたします。

1点目は、市長が想定した台風、高潮、佐波川のはん濫について、当日の状況からは、台風、高潮ははなから対象外であり、佐波川のはん濫しか頭になかったことになります。 あの状況で土砂災害が想定外とは、平成5年の災害が全く教訓になっていないことになりますが、市当局は何を根拠に山崩れを想定外と位置づけたのか伺います。

2点目は、防災計画や避難準備情報、避難勧告、避難指示マニュアルに避難の準備情報 及び勧告指示等の基準を示し、土砂災害警戒情報が発表されたときと記載されております が、これに基づく避難勧告はしなかったわけでございますが、では、この項による避難勧 告指示はどのようなときに出されるのか。また、最低限の避難準備情報は発令されたのか お伺いをします。

3点目は、県から7時40分を初回に、複数回、土砂災害警戒情報が発表されていますが、さきの臨時議会で、「この情報が上まで上がっていなかった」と答弁がございました。また、今議会では、情報は受け、関係部に配ったが、ぺらぺらの紙で、下関気象台や県にアクセスをして、詳細情報を取り寄せなければならなかったかもしれないが、市民からの電話対応に追われてアクセスするのを失念したと。いかにもしようがなかったともとれる答弁がありました。「情報を制する者は災害を制する」のことわざのとおり、刻々変化する気象情報が入手できてないと丸腰で戦をするようなもので、言語道断であります。防災のイロハのイであります。また、レベル4の意味がわからなかったとの報道もありました。これでは遺族の無念は怒りに変わるでありましょう。

そこで質問ですが、このような重大な失態、見逃すわけにはいきませんが、責任問題を どのように考えておられるかお伺いします。

4点目は、臨時議会で生活困窮者の家屋内の土砂除去委託料として20戸分が予算計上されましたが、今日、その執行状況はどのようになっているかお伺いします。

5点目は、先日来、大光寺原霊園の取り扱いについて説明会が開催をされておりますが、この説明会は軽度の被災者と、墓石が崩れ、お骨が散乱した人と合同の説明会となっており、こんな説明会はナンセンスであるという意見があったことを披露しておきます。

あす、要望に対する回答の説明会があるようでありますが、市長は昨日の答弁でも「誠意を持って対応する」と答弁されましたが、被災者の要望内容と市が予定している誠意ある回答の内容をお伺いをしたいものです。

次に、避難勧告や災害対策本部のあり方について質問します。

小野、右田の一部地域の避難勧告について、9月3日の15時まで継続していました。 理由は、大雨の際の水を逃がす流路を掘る工事が完了しなければ解除は危険としておりますが、何とも不思議な話で、現実には避難勧告発令地域の住民の方は平穏に家の後片づけ等を行っておられたわけでございます。また、私もボランティアセンターを通じて何度か小野、右田地区で土砂の搬出作業をいたしましたが、今考えてみると、避難勧告発令地域で作業をしたわけで、怖い話でありますが、現実は何の違和感も恐怖感もなく作業をいたしました。万一、この地域で土砂崩れが発生した場合は、避難勧告を出していたのにとして、住民やボランティアのほうが非難されるのでありましょうか。さらに、実際に避難を要することとなった場合、どのように周知をするのでしょうか。執行部は本当に避難勧告の趣旨を理解しているのか、イソップ寓話のオオカミ少年になりはしないかと危惧するものでございます。

また、災害対策本部も9月3日まで設置されました。しかし、この間、本部長である市長さんは、救援のお礼等々で東奔西走、私は緊急時に備え、本部長、または副本部長が24時間体制で待機する、これが災対本部の本来の姿であると思っています。全く緊張感に欠けていると言わざるを得ないのであります。

そこで、執行部は避難勧告、災害対策本部をどのように解釈しているのか。また勧告中は避難所も休所にするのではなく、あけておいて、区域内からの退去を積極的に説得するべきではなかったかと思いますが、どのような考えに基づいて行動をされたか、お伺いをします。

次に、気象や災害情報等の伝達手段でございますが、防災行政無線が整備され、このたびが最初の実戦運用となりましたが、強い雨で音声がかき消され、ほとんど用をなさなかったわけでございます。このことは台風時においても同様のことと容易に想像できます。

そこで、強力な助っ人としてコミュニティFMの活用を促進すべきと考えております。 御案内のとおり、ラジオは停電時でも力を発揮します。幸い株式会社ぷらざFMとは、平 成17年2月に災害時等における放送要請に関する協定が結ばれ、災害が発生したときや 災害が発生するおそれがある場合に、市の要請により災害の情報に関する放送をFMわっ しょいで行うこととしております。もちろん市の要請がなくても災害情報は流しておりま すが、いかんせんスタッフが少なく、独自情報を得ることは難しく、専ら市とリスナーか らの情報が主なものでございます。

そこで質問でございますが、1点はぷらざFMの関係者によると、「今回の災害では、なかなか協定に基づく放送要請が出なかった。もう少し早く要請があればよかったと思う」と話しておられました。今回の災害でぷらざFMに放送要請を行ったのは何月何日の何時であったのでしょうか、お伺いをします。また、防災行政無線が十分機能しないことが判明したので、今後は積極的にぷらざFMを活用することとし、例えば災害対策本部が設置されたら本部事務局にFMわっしょいのサテライト局を設けて最新の情報を速やかに放送するシステムが構築できないかと思いますが、見解をお伺いします。

次に、避難所の問題であります。今回の災害では、7月21日17時20分に真尾下郷、24日13時10分に下郷を除く小野地域全域、7月24日16時40分に向島と富海の全域に避難勧告が発令されました。防災計画による避難所は、小野と向島地域にはそれぞれ4カ所、富海地域には3カ所指定されていますが、避難勧告対象地域内に指定避難所があるということになり、全く説明がつかない状況であります。このたび富海や向島の方をどこに誘導したのかお伺いしたいものでございます。

現実の問題として、小野地区の公民館は水につかったと伺っております。また、迫戸地区に避難勧告が発令されたとき、市の広報車は松崎公民館に誘導したため、地区役員がなぜ目の前にある佐波中ではいけないのかと尋ねると、災害対策本部に連絡の上、オーケーが出た。そして翌日にも同じことが繰り返され、地区役員は大変御立腹でありました。しかし、広報車の担当職員は職務に忠実であったわけでございます。なぜなら、防災計画には佐波中学校は松崎地区の避難所には指定されていなかったのでございます。防災計画に掲載されている避難場所は、災害の形態や地区の割り振り等に即しておらず、大変な問題があると考えます。

去る臨時議会で、台風シーズンを前に早急に見直しを図るべきと要望しておきましたが、 どのようにその後されておられるかお伺いをしてみたいものです。

さらに、昨年6月議会では、佐波川の洪水ハザードマップと防災計画の避難場所に整合性がとれていないとの指摘があり、市長は、「佐波川全域の避難場所の指定見直しについては、国が平成14年3月に浸水想定区域図を策定しているので、これを基本とし、地域の関係者や防災関係者と調整しながら災害形態に応じた避難場所を検討し、避難指示等ができる体制にしたいと考えている」と答弁をされていますが、あれから1年以上たっておりますが、現在どのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、土砂災害防止法第7条で義務づけられているハザードマップについて、8月 21日の記者会見では、急ぐところからつくるとし、今議会では、「当面、今年度中に危 険区域の地形図等を掲載した防災マップを策定し、県が危険区域等を再調査するので、その後ハザードマップを作成する」との答弁がありました。しかし、避難勧告のあり方、ハザードマップ未作成等々で全国に大恥をさらしたわけです。また、市が法律を守らないでは市民に示しがつきません。そこで、県の再調査はいつ終わるのか、また大幅な変更はないと考えられ、安全・安心を最優先する観点から、幾らかかっても早急に作成すべきと考えますが、いかがでしょうか。

この項の最後に、被災された方々への対応について、心のこもった対応をすべきである との観点から、多々言いたい事例はありますが、ここでは2つだけ述べてみたいと思いま す。

その一つは、盆明けに奈美の松ケ谷地区にボランティアに入ったときのことです。その家は、いまだ完全には家の中の土砂除去が終わっておらず、家族の方も家具や食器類を洗っておられる状況でありました。昼の休憩中に主人との雑談中、「住まいはどうしておられるのか」と伺いましたら、「小野小学校で寝ている」との返事。続けて、「学校も2学期が始まるので、そろそろあけてくれと言われて困っている」ということでございました。避難勧告発令中のこの市の対応に、同席していたボランティアの人たちから、一様に驚きと不満の声が上がったのは自然です。

私は、早速、翌日、市に伺い、「この措置はおかしい。避難勧告を出しているなら避難 所は確保すべき」と申し出ました。市の答えは、「自治会長等と当事者とが話し合いをし ており、円満解決が図れるだろう」ということであったので、私は、「地区内の人から言 われると、なかなか反論しにくいので配慮が必要」と要望して帰りました。

そして、8月22日付の某全国紙を見て絶句したのでございます。そこには、まさしく私たちが話をしたその人が、小学校を退去し、19日から倉にござを敷いて寝泊まりしていると記してあったんです。23日に真尾に入ったときに、そのことが話題になり、ある人が、「君とは同級生だが、彼は人がいいから、よう断らんかったんじゃろう」と言い、またある人は、「後始末などで相当疲れておられるでしょうに、むなしい話ですね」と言いました。表面上は自主退去でありましょうが、実際は強制退去、あるいは説得退去であったと確信しております。

その2つ目は、約2週間前に真尾地区の自治会長さんが市長に面会の上、種々地区の早期復旧に懇願されたら、「市ではやれないから県に頼んでくれ」と、にべもない返答だったようで、地区の方は、「市は口ではいいことを言っているが」と、大変立腹されております。また、県による巨岩の除去作業や都道府県会館が担当する被災者生活再建支援制度による見舞金も、8月21日に書類を提出したら、もうこの15日には支給されるなど、

国・県等の対応の早さに比べ、市の評判は落ちるばかりです。口だけではない、もっと温かい心の対応を望むものです。何か御意見があればどうぞ。

次に、保育園保育料と学校給食費の滞納対策について伺います。

全国的に保育園保育料や学校給食費の滞納額の増嵩が問題になっております。まず、保育料についてでありますが、税は法律や条例に基づき一方的に課税されますが、保育料は現実に保育というサービスを受けた対価としての責務であり、性質は違いますが納入義務があることに関しては全く同一のものでございます。

市当局は、税については公平性の確保の観点から、最終的には財産等の差し押さえを実施するほか、これまでもタイヤロックの導入をしたりと、種々の手段が講じられております。

一方、保育料の滞納対策についてはどのような対策が講じられているのか、市民の目に は見えてこないのでございます。

今議会には、税徴収コールセンター設置経費が提案されており、これを保育料滞納対策 にも利用してはと提案しようと思いましたが、この制度そのものにはいろいろ問題がある ことが判明いたしましたので提案することはやめました。

そこで質問ですが、現在どの程度の滞納件数があり、またその滞納総額は幾らになっているのか。またこれが徴収確保にどのような対策を講じているのかお伺いをいたします。

一方、学校給食につきましては、法によると施設設備費や人件費は設置者の負担とし、その他の経費については学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担となっておりますが、防府市の場合、燃料費についても公費負担としており、給食代や食材購入費等については市の歳入歳出予算には組み込まず、それぞれの学校内で経理処理されており、滞納者への対応も学校に任されているのが現状でございます。ここで問題となるのが、現状では徴収できた給食費の範囲内で全児童・生徒の食材を調達する。言いかえれば、滞納してない全納者の保護者が滞納者の子どもに給食を与えているということでございます。正直者がばかを見る典型的な例でございます。

福岡市では、この9月から給食費の徴収事務をすべて市が引き受けるという旨の新聞報道に接しました。これは滞納額の減少を図る目的と教員の負担の軽減のためでございます。 そして、滞納者には法的措置もとる、条例に基づく滞納金も取るということのようでございます。

防府市も例外ではなく、事務職員が配置されている学校はまだしも、忙しい教員が徴収事務を行うのは大変であり、たとえ督促がおろそかになっても責めるべきではないと思っております。

そこで質問ですが、現時点でどの程度の滞納件数があり、その滞納総額は幾らほどになっているのか。また現場での徴収対策はどのようにしているのか。さらに滞納分の徴収事務については福岡市のように市が引き受けることはできないのかをお尋ねし、壇上からの質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員の質問に対する答弁求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 私からは、7月21日発生の豪雨災害についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の何を根拠に土石流を想定外としたかとの御質問でございますが、初日の一般質問でもお答えを申し上げたところでございますが、私は過去にあった土砂崩れやがけ崩れなどの災害にも注意しつつも、毎年のように甚大な被害をもたらす台風や高潮、大雨による一級河川佐波川のはん濫、市内の中小河川のはん濫による災害などに対し、どのように対処するか頭に置いていたところでございます。しかしながら、今回、同時多発的に発生した土石流につきましては、その規模、その数においても過去に経験したことのないものでありましたことから、「想定外」という言葉を使ったものと御理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の避難準備情報についてのお尋ねでございますが、当日のあの集中豪雨の中では、防府市のどの地域で、いつどのような災害が発生するか、予測は困難でございました。したがいまして、市民からの通報や職員の現地確認などにより、危険と思われる区域を特定し、さらに避難場所を確保し、2次災害に遭わないよう安全に避難できる形で避難勧告を出すことが大切であると考えておりまして、当日も職員を現場に向かわせて状況を確認し、その報告をもとに安全に避難できることを確認した上で避難勧告をしたところでございます。

お尋ねの避難準備情報につきましては、職員を現場に派遣し、確実な情報を入れる最中でありまして、また危険な地域を把握しているさなかでもございましたことから、出しておりません。

次の3点目の御質問でございますが、初日の一般質問でもお答えをいたしており、内容を繰り返すことになりまして恐縮でございますが、当日の土砂災害警戒情報につきましては、7時40分に土砂災害警戒情報第1号が、また8時10分に第2号が発表されており、総務課は届いた2つの土砂災害警戒情報の通知文を庁内各課へファクス送信いたしました。また、9時10分の第3号からは、庁内各課及び災害対策本部へ通知文をファクス送信しております。

しかしながら、災害対策本部は8時30分の設置時から、市民からひっきりなしにかかる災害通報に職員が対応し、その通報の処理や職員の派遣、また現地に派遣した職員から報告される被害情報の整理収集を行っておりまして、そうした中、各地で大規模な土砂災害が発生したことから、情報が錯綜するなど混乱いたしまして、土砂災害警戒情報の伝達、確認がうまくできなかったという不手際が生じたと考えております。

続いて、4点目の家屋障害物除去委託料の執行状況の御質問にお答えいたします。

この障害物除去の対象者は、防府市地域防災計画で被保護者、要保護者等で、みずからの資力をもってしては障害物の除去を行うことができない者としております。さらに、当面の日常生活が営み得ない状況にあること、住家は半壊または床上浸水したものであること、日常生活に欠くことのできない場所に流れ込んだ障害物に限られることと規定しております。この条件のもとに、このたび災害に遭われた方々の被災状況を調査し、障害物除去の対象者として該当する世帯で、除去がまだ済んでいない家屋は1件でございましたので、早急に対応しているところでございます。

次に、5点目の市営大光寺原霊園の復旧についての御質問にお答えいたします。

昨日の一般質問でも、これも申し上げたところでございますが、このたびの災害は集中 豪雨による土砂崩れという自然災害とはいえ、被害を受けられました使用者の皆様方のお 気持ちを察すると、余りあるものがあり、心からお見舞い申し上げます。

被災者の皆様方には、8月24日から29日にわたり説明会を開催いたしまして、被害者の皆様方の御意見や御要望をお聞きしたところでございます。明日、9月12日には再度お集まりをいただきまして、御意見や御要望に対する市の考え方を意を尽くして御説明申し上げ、関係の皆様方に、御理解をいただいた上で、一刻も早く復旧工事に着手してまいりたいと考えております。

今後も誠意を持って対応させていただきたいと思っております。御理解賜りますようお 願い申し上げます。

次に、6点目の避難勧告のあり方についての御質問でございましたが、まず避難勧告は、その地域に住んでおられる方々に避難を勧め促すもので、強制するものではございません。避難勧告が出ている地区では、自宅の後始末などで入られる方もおいでになりますので、自治会を通じて、また、ボランティア活動で入られる方につきましては、ボランティアセンターを通じて、降雨の状況により危険が感じられる場合には、十分注意して、自主的に避難されるようお願いしてまいったところでございます。

次に、勧告の解除時期でございますが、土石流の被災があった地区については、大量の土砂が残っていることから、河道の確保や仮水路の設置により、降雨等の場合における安

全性が確認されるまでは解除できなかったものでございます。また、避難所は避難所の利用者の方々が住居を確保されたことを確認し、避難所の御利用がなくなったことから一時休止したものでございまして、大雨や台風などで避難していただく場合には速やかに開設するとお知らせしてございます。

次に、7点目のコミュニティFMの積極的な活用についての御質問並びに御提言でございますが、FMわっしょいへの災害時における放送要請につきましては、電話での要請となりましたので、はっきりとした時間はわかりませんが、7月24日金曜日の夕方であったと思います。また、FMわっしょいのサテライトを災害対策本部内に設けることについての御提言でございましたが、今後、検討しなければならない課題の一つであると考えております。

次に、8点目の避難所についての御提言でございましたが、9月に入りまして、台風の 到来時期にもなっておりますので、避難所の指定見直しは喫緊の課題と考えておりますが、 地域防災計画の避難所の変更等は県との協議を経て、防災会議で決定することとなってお りまして、現時点での抜本的な見直しは難しいところでございます。したがいまして、台 風時には、まず安全第一に、気象の状況により臨機応変に避難所の選定を行い、お知らせ したいと思っております。

なお、避難所の選定見直し等につきましては、早期に防災会議に諮り、変更などをして まいりたいと考えております。

最後に、9点目の土砂災害ハザードマップについての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ハザードマップの作成に向けては、危険区域587カ所に優劣はございませんが、今回の豪雨では土砂災害の被害が右田地区と小野地区に集中しているため、これらの地区から優先に、土砂災害ハザードマップを配布すると申し上げてきたところでございます。

そうした折、昨日の一般質問でも御答弁申し上げましたとおり、このたび県から土砂災害情報の公表に向け、詳しい情報がいただけるとのことでございますので、この情報を参考に「土砂災害防災マップ」を作成し、今年度中に危険区域587カ所を対象として全戸配布したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

このほか 2 点壇上でお述べになられました、避難されたお方が説得、あるいは強制的に 退去されたのではないかという御質問がございましたが、このことについては通告いただ いておりませんでしたので、私は把握し切れておりません。後ほど担当の部長から答弁を いたさせたいと思います。

2点目の真尾地区の自治会長さんからの陳情につきましては、私が把握いたしておりま

すのは、柳自治会長さんから、大歳神社の参道に大変な土砂が堆積しておる、あるいは流木が堆積しておる、何とかならないかという御要請を受けておりましたが、これは私が何度か現地も見まして、また柳さんとも何度かお話もさせていただき、御了解を得て、今、前へ進めていく段取りがついておりますことを申し上げさせていただき、残余の御質問につきましては健康福祉部長、教育次長より答弁いたします。

議長(行重 延昭君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) そのほかの質問の中での小野の避難所の件でございますが、 私が聞いている範囲では、地元の担当者と地域の自治会長さん、それと御本人さんとの中 でそういったお話がなされて、合意といいますか、了解の上にそういったことにさせてい ただいたという報告は受けております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員。

6番(土井 章君) 再質問をいたしますが、若干質問を変えて質問したつもりですが、答弁は最初の通告のとおりであったような感じがして、甚だ残念でありますが、一番最後の分から言いますと、奈美の方、確かにそうなんですよ、表面上は。しかし実際は違うということを言っているんです、実際は。その人に会ってみてください。原田君には名前まで伝えてありますからわかると思いますよ。倉にござを敷いて寝るって、かわいそうなことはないですかということを言っておきたいと思います。

それから避難勧告ですが、避難勧告は自分の責任で、いかにも地区に入っているんだからというような回答があったような感じがしますが、避難勧告というのは、言ったからそれで済むんじゃなくて、やはり24日の日には、市長さんが実際に乗っておられたのかどうか知りませんが、市長さんの声で、広報車で「避難勧告が出ております」と言って、駆けっておられました。避難勧告が出ている間は、やはり常に「避難勧告が出てますよ、逃げてください、逃げてください、退去してください」と言うべきではなかったのかなというような思いがいたしております。

それから、大光寺原霊園ですけど、「誠意を持って、誠意を持って」という言葉が二度、三度出てまいりましたが、私は、あした回答があるようだが、昨日、同僚議員の質問に、要望の内容は披瀝されておりましたが、回答の内容はまだ考えよる最中とか言っておられましたが、誠意ある回答であれば、きょう披瀝してもいいんではないかと思いますが、ぜひ、どういう回答をされる予定か披瀝をしていただきたいというふうに思います。

それから、避難勧告、避難指示ですけれども、防災計画に、私がるる申し上げましたが、 土砂災害警戒情報が発令されたときにというマニュアル、あるいは防災計画にありますが、 現地を確認してどうのこうのというんではなくて、ではその防災計画に基づくマニュアル はどういうときに実際に動くのか、それを改めてお伺いします。最初の質問のときに答弁 がなかったように思いますので、お願いします。

それから、避難勧告の出し方ですけれども、市長は、避難勧告は市民等からの通報に基づき、現場を確認の上云々と、常に言っておられますが、一方、市民からの電話が、7時40分に県からの災害情報が発せられ、8時30分ぐらいから殺到したという説明がありました。では、殺到した通報に基づき、勝坂、田ノ口、奈美、鈴屋、小野地区に最初に避難勧告を出すか出さないかのための現場確認は何時に入ったのかをお伺いしたいものでございます。

また、9時40分過ぎごろに市長さんは西浦に出向いておられますが、ちょうど幸いこの時期は、雨も若干小やみになっていたかなという思いがします。向島に向かうことができるぐらいの雨量であった。そして、まだ各地区とも土石流も、川の越流は、若干、小さい川はあったかもしれませんが、そんなに大したことはなかった。あの時期に避難勧告を出しておれば全く人的被害はなかったのではなかろうかと、今でも悔やまれるわけですが、最初に言いました、勝坂以下各地区に、最初に現場確認のために、通報に基づき現場確認に行ったのは何時であったのか、お伺いをしたいと思います。

そして、亡くなられた方への弔慰金等々でありますが、だれが持って行かれたのか、あるいはそのときの遺族の方の反応はどうであったかということをお尋ねしたいと思います。そして、一昨日の質問で、チラシを右田、小野の全地域に配布というような答弁もいただきましたが、当地域で被災をし、現在、他地区でやむなく生活をしておられる人には、どういう手段でその情報が、あるいはチラシが配られたか、伝わったかをお尋ねをしたいというふうに思います。

そして、昨日の答弁で、大光寺原霊園の合同慰霊碑云々の答弁がございましたが、私はこれは不謹慎な話であるというふうに思っております。まず、今現在では、すべての遺骨の身元確認に全力を尽くすべきであって、いつか行方不明の方のことを亡くなられた方と言って非難を受けた人もいましたが、それと同じで、まだ身元確認ができるかもしれない状況、身元確認に全力を尽くすべき段階で合同慰霊碑云々の話は大変不謹慎と私は思っております。そのことを指摘しておきます。

一方、無念のうちに亡くなられた14名の方の慰霊碑ですけれども、私は市役所玄関前の光田健輔先生の胸像の隣に慰霊碑を建立してはいかがかということを提案します。いつまでもこの災害を忘れないように、亡くなられた方の死を無にしないためにも、毎日毎日その慰霊碑を見ながら、災害の恐ろしさ、再発防止に努力をしていただきたいという趣旨

で、ぜひ市役所の玄関前に亡くなられた方の慰霊碑を建立されることを提案いたします。

時間もだんだんなくなりましたが、そして、先日来、自主防災組織の必要性が各議員から提案され、議論されておりますが、幾ら立派な組織をつくっても、市から適宜適切な情報が入らないと全く機能しないということを提案をしておきますが、どのように考えておりますか。私が言いたいのは、7時40分から入ってきた情報が、その内容を確認しないまま時が無駄に過ぎてしまった。これでは立派な自主防災組織があっても何にもならないというようなことです。

そして、弱者対策に自治会長や民生委員児童委員を積極的に活用というような話もございましたが、民生委員さんの持っている情報は自治会長には教えてはいけないと市から指示がされており、自治会長は丸腰なんです。これでは幾ら何かをしようと思ってもできないわけでございます。また、さらに豪雨や土砂災害の場合、自治会長、民生委員ともに被災者のことも考えられ、はなから頼りにするのは大変危険であるということを提言をいたしておきます。

以上、再質問をいたします。

議長(行重 延昭君) 市長。

市長(松浦 正人君) いろいろおっしゃいましたので、私なりにメモをとらせていただきましたが、抜けたところがありましたら部長のほうから答弁をいたさせたいと思います。

まず最初に、大光寺原霊園の件、明日、御要望やお話をいただいておることに対して説明をするということになっているが、その内容を話せと、こういうお話でございましたが、まずは明日、お墓を所有しておられる皆様方に直接 もちろん私も明日出向いていきますが、御説明をしていくことが私どもの誠意の一つではないだろうかと、このように感じておりますので、御理解を賜りたく存じます。

それから、亡くなられた方への弔慰金のお話でございましたが、まずは14名の方々すべて私がお通夜に上がらせていただき、私なりに弔意を示させていただいてまいりました。その後に、弔慰金をどういう形でどなたにお配りするのかについては、いろいろな手続等々、細々したことが、あるいは内部の個人情報等々に関することなどもあったかと思いますので、私は直接関与いたしておりません。だれが持って行ったのかは、総務部長のほうでわかれば答えてもらえればと思っております。

それから、いろいろ配ったチラシなど、あるいは市広報などで十分確認ができたかという御指摘でございました。できてないうらみもございましたので、8月に入ってからだったと思いますが、市の職員が30班ぐらいの班編成で全戸を訪問して、御説明がてら、い

ろいろな御要望も聞き取り調査をし、即答できるものは即答するなど、対応に努めたところでございまして、それ以外、よそに転居、あるいは御親戚を頼られてとか、よそへ行かれておられる方につきましては、自治会長さんの、あるいは知り合いの方の御情報をもとに自治会長さんにお渡しをして帰ると、こういうような形をとっていたかと思っております。

それから、自主防災組織は幾らつくっても、しっかりした情報が入らなければだめだよと、こういう御指摘でございました。全くごもっともなことでございます。これからは災害対策室を災害危機管理課 仮称でございますが、10月1日から衣がえをいたしますので、そちらのほうで自主防災組織のさらなる再編成と申しますか、組織率の向上と、それらの方々への情報をどのような方法で入れていくのかについても、詳細に検討に入らせたいと思っております。

以上、抜けたところもあるかもわかりませんが 現場確認に何時に入ったのかということにつきましては、現場を統括しております、その災害情報に基づいて現地へ出向いた状況など、記録に残っているはずでございますが、私がとりあえず受けておりましたのは、行ってみたけど中へ行かれないと。中へ行くことが不可能であったというような報告を一、二件受けております。それは河川がはん濫し、道路が水であふれておると。それで現地に行ったが、田んぼも海のようになっておったと。それで、現地確認に行った者が、逆に、そこへ確認の作業から今度は赤ちゃんを御自宅から抱いて避難という形の、実際の避難にも当たったというような報告も聞いているところでございます。とりあえず再質問されました件、私なりに答弁をさせていただきました。補足がありましたらお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 弔慰金でございますが、目録を社会福祉課長が直接持って行っております。その場で銀行振り込みの手続をしたというふうに聞いております。

それと、反応でございますが、市長もお悔やみ申し上げておりますし、私どもも事前に 何度も接触しておりますので、特にはなかったという、私に報告はございません。

以上です。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員。

6番(土井 章君) 答弁漏れもまだあったと思いますが、時間がありませんので、 確実にちょっと言っておかないといけない分だけを申し上げますが、亡くなられた方の慰 霊碑の建立について、どのような考え方を持っておられるか。

もう一点は、壇上での質問で、県あるいは下関の地方気象台に詳細な情報をアクセスすることを抜かっちょった、そのことについてしようがないと考えるのか。私は大変な失態

と思っておりまして、責任問題をどう考えるかということを申し上げましたが、その 2 点について簡潔に御答弁をお願いします。

議長(行重 延昭君) 市長。

市長(松浦 正人君) 慰霊碑のことにつきましては、私の頭の中には入っておりませんでした。これから議員がお話しになられたことを胸に入れまして、どういう形がとれるか、検討させていただきたいと思います。

それから、情報の取り出しのことについては、これも何度も申し上げておるところでございますが、その情報に一番最初に接した人物もいたくそのことを気に病んでいるわけでございます。ああいう混乱の中でございましただけに、私としても責任どうこうというようなことは申してはおりませんが、本人が一番今後注意しなければならないと肝に銘じていることであろうと思っております。

いずれにいたしましても、このたびの災害対策において、いろいろ生じた不手際やお叱り、すべて災害対策本部長であります私の責任であると、このように肝に銘じております。 今後このようなことのないように、しっかりとした運営をしていくことが私に課せられた 責任であると、このように感じておりますことを申し上げさせていただきます。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員。

6番(土井 章君) 今、市長さんは、自分にすべて責任があると、幸いにしてというか申されましたので、ここで提案しておきますが、その責任を感じられるためにも、例えば10月から任期まで給料の2分の1カット、退職手当の返納ぐらいの条例が9月議会の最終日に出てくるかもしれんということを期待して、この項の質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 次は、保育園保育料、学校給食費の滞納対策について。健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 保育料の滞納対策についてお答えいたします。

保育料徴収につきましては、毎月の保育料は各保育園へ徴収委託し、未納分につきましては、「防府市税外諸収入金に対する督促等に関する条例」に基づき、子育て支援課から 督促状を発送し、納付を促しております。また、納付の困難な方には分割納付などの相談 にも応じております。

御質問の滞納件数及び滞納額でございますが、平成21年度への滞納繰越の件数は217件、滞納額は2,577万2,463円となっております。この滞納繰越分につきましては、収納課において対応し、催告状の送付や納付相談などを行っておりますが、悪質な滞納者に対しましては、財産の差し押さえなどの滞納整理を行い、厳正に対応しております。

保育料の現年度分収納の状況を申し上げますと、平成18年度は未納件数39件、未納額357万1,000円、平成19年度は未納件数38件、未納額365万6,900円、平成20年度は未納件数42件、未納額564万5,850円となっており、収納率はおおむね99%で推移しているところでございます。

このような未納額の積み上げが先ほど申し上げました滞納繰越額となっておりますが、 滞納分の収納率につきましては年々上がってきております。今後とも現年度分、滞納分と もに収納率の向上に努めてまいります。御理解を賜りますようお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 教育次長、簡潔にお願いします。

教育次長(山邊 勇君) 続きまして、学校給食費の滞納対策についての御質問にお答えします。

本市の学校給食につきましては、学校給食法に基づき、施設・設備及び人件費については公費で負担し、食材費については、児童・生徒の保護者に給食費として負担していただいており、徴収については学校で行っております。

御質問の給食費の未納者数と未納額についてでございますが、給食費の未納が全国的に問題となったことで、平成18年度から開始された国の徴収状況調査に合わせて本市も平成18年度から調査をしております。

その調査結果は、小・中学校合わせて、平成18年度は約4億1,846万円の請求金額に対し、未納者数39人、未納額は約72万円、未納率は0.17%、平成19年度は約4億7,194万円の請求金額に対し、未納者数56人、未納額は約128万円、未納率は0.27%、平成20年度は約4億6,724万円の請求金額に対し、未納者数52人、未納額は約81万円、未納率は0.17%となっております。

学校給食センターで中学校給食を平成18年9月に開始しましたが、その翌年度には、 やや未納率が上がったものの、平成20年度には改善されているところです。また、平成 18年度以降の3年間の未納額を合計しますと約281万円となりますが、各学校におい て未納分の徴収について努力された結果、平成20年度末の未納額の残高は約255万円 となっております。

次に、各学校での未納者に対する徴収につきましては、校長先生をはじめ、学級担任や担当教職員による電話、文書での督促のほか、状況によっては面談を行い、就学援助の申請を勧めたり、納付計画を立ててもらうなどの対応をしているところでございます。

学校での対応が難しい未納者につきましては、教育委員会と学校が連携を密にしながら 対応していく必要があると考えております。

3点目の未納分の徴収事務を市が引き受けることはできないかとの質問につきましては、

御指摘のように市が未納の徴収事務を引き受け、法的な対応を行うことも考えられますが、 法律上の課題もありますので、他市の事例を参考にしながら、今後その方法等について慎 重に研究してまいりたいと存じます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 6番、土井議員、最後にしてください。

6番(土井 章君) 時間が過ぎましたので、申しわけございません。一言だけ要望しておきますが、学校給食費につきましては、先ほど申し上げましたように、金を払っている人が金を払っていない子どもの給食を面倒見るというのは、これほど不道理なことはないわけであって、そういう事態が生じたときには、その穴があいた部分は市の予算で補てんをするぐらいのことがないと正直者がばかを見るわけであって、来年度の当初予算において、そういうことも検討していただくように要望して質問を終わります。ありがとうございました。

議長(行重 延昭君) 以上で、6番、土井議員の質問を終わります。

ちょっと早うございますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時46分 休憩

#### 午後 1時 開議

議長(行重 延昭君) それでは時間になりましたので、休憩を閉じて午後の会議を開始いたします。

ちょっと蒸すようでございますので、上着をとられても結構でございます。

次は、13番、田中健次議員。

〔13番 田中 健次君 登壇〕

13番(田中 健次君) 質問に入ります前に、このたびの災害で亡くなられた方の御 冥福をお祈り申し上げます。

また、市の防災行政を監視チェックする議員として、私自身も不十分であったと反省し ていると申し述べたいと思います。

今回の質問では、災害対策に絞って7点にわたって質問をさせていただきます。

第1は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の一部を土砂災 害特別警戒区域(レッドゾーン)に見直すよう県に求める考えはないのか、この点につい てお尋ねをいたします。

このたびの豪雨により、市内では土砂災害により甚大な被害が出ました。ところで防府市では、2008年(平成20年)3月、山口県によって、土砂災害防止法によって土砂災害のおそれがある区域として587カ所が土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定

されました。この土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域として、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が定められていますが、この指定箇所は防府市内にはありません。今回の災害で大規模な被害が出た箇所は、このレッドゾーンに指定されていてもおかしくはないと思われますが、レッドゾーンの指定箇所は防府には一つもないわけであります。

隣の周南市では、ことしの2月と7月で、あわせて土砂災害警戒区域(イエローゾーン)670カ所の指定を受け、この670カ所のうち、653カ所が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定を県から受けています。また、もう一つの隣接市である山口市では、ことし7月に土砂災害警戒区域(イエローゾーン)474カ所の指定を受け、この474カ所のうち306カ所が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定を受けています。周南市では97%、山口市では65%がレッドゾーンに指定されているのに対して、防府市内にレッドゾーンが1カ所もなく、0%であるのは、いささか不可解であります。

山口県は、2007年(平成19年)と2008年(平成20年)にかけて、岩国、防府、長門、萩、下関において、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)8,767カ所を指定し、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)は1カ所も指定しておりませんから、これは県の指定方針が変わったことによるのかもしれませんし、あるいは当該市の意見により、このような結果になったのかもしれません。

しかし、今回の災害を受けて感じるのは、防府市のその一部についてレッドゾーンの指定を受けて住民に必要な周知を行っていれば被害が少なくなったのではないかということであります。

この区域の指定は県が行いますが、隣接市の周南市、山口市では警戒区域の97%、 65%がレッドゾーンに指定されている現状を見るとき、防府市のイエローゾーンの一部 をレッドゾーンに見直すよう県に求めるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

第2は、土砂災害警戒区域に対して市が果たすべき責務、役割について、どう考えているのか。また、そのうち未実施のものについて今後どう実施していくのかについてお尋ね します。

土砂災害防止法では、その第7条で、市町村地域防止計画への記載、災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制、土砂災害ハザードマップによる周知の徹底などが市の責務、役割として定められています。防府市では、これらについてどうなっているのか、また、現在、実施していないものについて、今後どう実施していくのかお伺いいたします。第3は、避難勧告等の判断マニュアルはどうなっているのかについてお伺いいたします。ここで避難勧告等というのは、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を指すということ

をあらかじめ述べさせていただきたいと思いますが、水害、高潮災害、土砂災害、津波というように別々に作成しているのかどうかお尋ねいたします。

今回の災害では、避難準備情報や避難勧告を出す時期について、適切であったか、議論 のあるところです。そこで、これまで避難勧告等の判断マニュアルはどうなっていたのか、 お伺いします。

避難勧告等の判断については、内閣府が有識者等による検討会を設置し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を、既に2005年(平成17年)3月に取りまとめています。このガイドラインでは、水害、高潮災害、土砂災害、津波を対象に、災害の特性、警戒を要する区間、箇所等の特定、避難勧告等の想定対象区の特定など、災害ごとに留意する点を述べています。また、実用性の高いものとすることも求めています。防府市でもこのガイドラインに倣って、避難勧告等のマニュアルを作成し直すべきではないかと思いますが、御見解をお伺いします。

第4は、避難勧告等の伝達方法について、今後どう整備していくのかについてお尋ねします。

今回の災害において、同報系防災無線が雨のためよく聞こえなかったとの声を聞きます。 避難勧告等を市民に伝達する方法については、テレビのL字画面やテロップもありますが、 テレビはいわゆるプル・メディアと言われ、情報の受け手である市民がスイッチを入れて 情報を引き出す形で伝達をされます。他方、同報系防災無線は強制的に伝達する形で、プ ッシュ・メディアと言われます。多くのメディアが整備されることが、さまざまな異なる 災害に対しても柔軟に対応できるものとなります。

これからの整備として、同報系防災無線の屋内受信機の増設、あるいはこれを購入するための補助制度の創設は考えられないか。また、下関が既に実施している携帯電話への市防災メールの配信、携帯電話の指定したエリアに一斉配信するCBSサービスという新たなサービス、自動的にテレビ、ラジオのスイッチが入る緊急警報放送等についても検討すべきと思います。今後どう整備していくのかについて市の御見解をお伺いします。

第5は、防災担当の職員体制について、今後どういう体制を考えているのかについてお 尋ねします。

8月の臨時議会や市長定例記者会見で、総務課防災対策室を防災課に昇格し、専門官を配置するとの考えを示されていますが、専門官を1人増やすだけでは不十分ではないかと思います。どのような職員体制でやろうとしているのか、お尋ねいたします。

災害発生時、例えば雨台風が襲来した場合には、高潮、佐波川等の水害、土砂災害に対 して警戒するということになると思います。そうなれば、港の潮位、雨量、河川水位、土 砂災害警戒情報など多くの情報を監視していなくてはなりません。これに対応できる職員 体制にする必要があると思いますが、市のお考えをお尋ねします。

第6は、自主防災組織の整備をどう進めるのかについてお尋ねします。

避難勧告等を発令しても、これを受けとめる市民の側の体制がなければ避難誘導の問題など、安全に避難ができないことも考えられます。

ところで、ことし7月14日付、山口新聞の記事によれば、山口県が公表したことし4月現在の自主防災組織の状況について、県全体の自主防災組織率は67.1%、13市の平均が65.7%、7町の平均が93.2%となっています。防府市の組織率は45.8%で、下関市の32.4%に次いで低い数字であり、50%を割っているのは下関市と防府市だけという状況であります。

下関市の数字が低いのは、緊急時の連絡網や規約を整えるだけではなく、災害時に実際に機能しなければ自主防災組織とは言えないとして、自主防災組織の認定基準を防災訓練の実施など、県よりも厳しい基準を設けているためのようです。下関市は防災安全課を設置し、先ほど述べた市防災メールや今回の災害対応で見られた避難勧告等の出し方など、防府市よりも進んだ防災行政を進めているように思えます。自主防災組織の整備とその内容の充実は大きな課題であると思われますが、今後どう整備していくのかお尋ねします。

第7は、佐波川ハザードマップを市民に再度配付すべきではないのか。また柳川等のハ ザードマップについて、どう整備していくのかについてお尋ねします。

防府市佐波川洪水避難地図(洪水ハザードマップ)は、ちょうど10年前の1999年、 平成11年9月に、市広報と一緒に各家庭に配布されました。河川の水位の基準や佐波川 洪水時の浸水深さの予想などが示されています。これには避難指示、避難勧告の前段とし て避難準備についても既に記述をされ、また、今回の土砂災害を受けた箇所についても、 「土石流危険渓流及び準ずる渓流」として、既にここに示されています。

現在でも、まだ役に立つところもありますが、配布後10年を経過し、既になくされた 家庭や転入された方など、このマップがない家庭も多くあると思います。また、内容も古 臭くなっている箇所もあり、これを改定し、市民に再度配布すべきと思いますが、御見解 をお伺いします。

また、柳川、馬刀川は「水位情報周知河川」として、県が避難判断水位(特別警戒水位)を設定し、洪水がこの水位を超えた場合には、水防管理者である市に通知するとともに、一般にも周知することが2005年、平成17年の水防法改正で決められています。

同時に、浸水想定区域を持つ市は、洪水ハザードマップの作成、配布が義務づけられていますが、防府市はまだ実施していません。柳川、馬刀川のハザードマップを今後どう整

備していくのか、お伺いをいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 13番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の土砂災害警戒区域の一部を土砂災害特別警戒区域に見直すよう県に求める考えはないかとの御質問でございますが、現在、県内における指定状況は、本市を含む7市で土砂災害警戒区域が指定され、このうち山口市と周南市の一部にレッドゾーンが設定されておりますが、その他はイエローゾーンの設定のみとなっております。

こうした中、国及び県においては、被災後速やかに11カ所の砂防堰堤の事業決定がなされ、国の直轄事業については既に整備に着手されるなど、着々と復旧作業が進められております。また、県においては、今後も砂防堰堤や治山堰堤の整備箇所が追加決定されると聞いておりまして、被災直後に国土交通省が実施されました緊急点検で、危険度Aランクに判定された37カ所の安全・安心度は格段に改善されるものと考えております。

このことから、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンへの指定見直しについては、今回の被災状況に基づき、県が今後、調査を行う予定であると聞いておりますので、市といたしましても、早急に調査していただくよう要望してまいりたいと考えております。次に、2点目の御質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域でございますが、市は住民一人ひとりに、土砂災害に対し、防災対策に関する的確な判断と行動をとっていただくため、適切な情報提供を行うことは重要であると考えております。

こうしたことから、土砂災害防止法第7条第1項の「地域防災計画への警戒避難体制に関する事項」につきましては、地域防災計画の中に既に整備しております「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく避難対策に加えて、土砂災害防止法に基づく「急傾斜地」「土石流」及び「地すべり」について、総合的な警戒避難体制を追加検討することとしております。

法第7条第2項の「警戒区域内に要援護者施設がある場合の伝達方法」につきましては、 土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設への土砂災害警戒情報伝達のルート及び降 雨危険度基準などを早急にマニュアル化したいと考えておりまして、今後、このマニュア ルによって、関連部署及び関連施設へ周知徹底を図ってまいりたいと存じます。

法第7条第3項の「住民への周知の徹底」についてでございますが、今月、開催された 防災主管課長等会議において、県から関係する市町に対し、土砂災害ハザードマップの早 期作成についての要請があり、参考として県作成の土砂災害警戒区域等に関する調査データの提供が受けられることとなりましたことから、このデータをもとに、今年度中に「土砂災害防災マップ」を作成し、関係する地域の全世帯及び関連施設に配布したいと考えております。

次に、3点目の御質問の避難勧告等の判断マニュアルでございますが、地域防災計画の中では、一般的な例示、例えば「気象台から、暴風、大雨、洪水、高潮、津波等の災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき」など、11項目を掲げた「避難準備情報、避難勧告・指示マニュアル」を作成しておりますが、御質問の水害、高潮、土砂災害等、それぞれの災害形態に応じたマニュアルについては作成しておりません。

今後、早急に国、県など、各関係機関と協議し、災害形態に応じた具体的な判断基準を明記したマニュアルを作成することが急務であり、このマニュアルと現地確認情報など、総合的な判断に基づき、より適切な判断ができる体制を構築したいと考えております。

なお、土砂災害については、今後、台風などの大雨による災害にも対応する必要がございますので、山口県と協議し、2次災害防止の観点から、より厳しい基準とした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を早急に作成いたします。

次に、4点目の御質問の避難勧告等の伝達方法につきましては、同報系防災行政無線、 自治会長や民生委員児童委員への電話、ファクス、広報車両による放送、ケーブルテレビ、 FMラジオ「FMわっしょい」、安心・安全情報システム、市ホームページ、消防本部の 電光掲示板等を使用して、避難勧告等の伝達を行っております。

この中で、同報系防災行政無線につきましては、その機能を十分発揮できるよう再検討を行い、屋外拡声子局のスピーカーの向き、出力や本数の増設も含め検討してまいりますとともに、各自治会長宅等へ置いております戸別受信機の普及拡大について研究してまいりたいと考えております。

さらに携帯電話による安心・安全情報システムについては、この10月から新たに機能を拡充して、「防府市メールサービス」として運用してまいりますので、これまで以上に 周知徹底を図り、登録者の大幅な増加に努めてまいります。

次に、5点目の御質問の防災担当の職員体制につきましては、現在、総務課に防災対策室を置き、専任1名、兼任3名で業務を行っておりますが、防災、危機管理の重要性が増し、また業務も複雑化しておりますことから、本年10月に総務部内に、防災対策を専門に行う(仮称)防災危機管理課を新たに設置する方向で検討いたしております。また、新年度から防災専門分野の専門員を嘱託職員として採用することを考えております。

次に、6点目の御質問の自主防災組織の整備についてでございますが、現在、市の自主

防災組織の組織率は48.37%で、この組織率は県下でも低い水準にあることは先日来述べておるとおりでございます。これは本市が自主防災組織の認定に当たり、市独自の基準として、自主防災組織の結成に当たっては、自治会単位を基準に、各自治会規約に「防災に関すること」などを一つの事業として書き加えていただくことや連絡体制の整備をしていただくことなど、地域の方それぞれに防災意識に関心を持っていただく中で、組織の結成を進めてもらっていることが要因となっているものと考えております。

災害においては、隣近所をはじめとする地域ぐるみの取り組みは不可欠でございます。 地域の実情に詳しい地元の方々と連絡を密にする中で、常日ごろは地域住民への出前講座 や自主防災リーダー研修会等の啓発活動、さらに自主防災組織への防災資機材整備の支援 を行い、災害時には地域と一体となった応急対応、復旧対応などをともに行ってまいりた いと考えているところであります。

今後とも、自主防災組織の組織率向上に努めてまいる所存でございますので、御協力、 よろしくお願い申し上げます。

最後に、 7 点目の佐波川及び柳川等のハザードマップについての御質問にお答えいたします。

現在の佐波川洪水ハザードマップは、平成11年9月に全戸配布しておりますが、公表から既に10年が経過していることから、掲載内容等についても現状と整合性がとれていない部分も見受けられます。このことから、早急に更新する必要がございますので、平成22年度には、学識経験者や関係行政機関、市民等で編成する検討組織を立ち上げ、更新作業に着手したいと考えております。

なお、柳川等のハザードマップにつきましては、同じ牟礼地区の馬刀川とともに、昨年、 県が作成したこれら河川の「浸水想定区域」をもとに柳川・馬手川洪水ハザードマップと して公表できるよう、今年度で作成業務を進めており、業務終了後には関係する牟礼地区 の方を対象に全戸配布することにいたしておりますので、御理解賜りますようお願い申し 上げます。

以上、御答弁申し上げました。

議長(行重 延昭君) 13番、田中健次議員。

13番(田中 健次君) 最初のイエローゾーンとレッドゾーンの問題については、県が今後調査をする予定ということでありますので、それについて要望するということでわかりましたが、国土交通省のホームページを見ますと、全国的にはレッドゾーンの割合が41.6%、隣の広島県では91.5%がレッドゾーンであります。そういう意味で、これは多分、県の考え方が、方針が変わったということで、こういうふうに指定のされ方が

変わっているんだろうと思うんですが、この辺、ちょっと再度、もしわかれば県の考え方が変わったのか、周南市、山口市と防府市の考えが違うことによるものなのか、この辺わかれば御答弁ください。

それから、2番目に、市の果たすべき役割についてですが、一部不十分なものがあって、 災害時要援護者関連施設利用者のためのそういったものについてはマニュアル化するとい うことでありますので、ぜひマニュアル化をしていただきたいと思います。

それと、土砂災害のハザードマップですが、県からいただけるのは、いわゆる危険箇所、危険区域のデータだと思うんです。ハザードマップというふうになりますと、その中に区域だけではなくて、ほかの内容も共通項目というような形でそういった内容をその中に入れていかなくていけないと。それは例えば、さまざまな避難勧告とかの情報はどういうふうに入ってくるのか、どういう伝達手段があるのか、こういうものは避難場所がまだ決まらなくても当然できますし、それから土砂災害があれば、どんな前兆現象があるのか、これはやはり各住民も気をつけていかなければ、水が濁ってくるとか、そういったものもあわせてきちっと、現在の時点で載せられるものは県のデータだけではだめですから、当然そこまでのものを入れないといけないと思うんですが、その点についての考え方があればお聞かせください。

それから、3番目、避難勧告等の判断マニュアルでありますけれども、この判断マニュアルの問題について、私自身が大きく反省をしなければならない問題でも実はあるわけであります。市にも反省をしていただかなくちゃいけないと思いますが。

と申しますのが、2004年、平成16年の12月議会で、防災対策にということで、 私、この避難勧告のマニュアルについて質問をしております。で、何を質問しているかと いうと、具体的な客観的基準を示した判断マニュアルでないとだめだと。

で、なぜ私がこういうふうに言ったかというと、平成16年は大変、全国で災害における死者がたくさん出ましたし、中越地震もこの年に発生したわけです。10月の終わりの台風で全国で94人の犠牲者が出たという年であったわけですけれども、そういう中で避難判断マニュアルのあり方について、かなり国レベルで検討が始まったと。そういう中で私も質問をしているわけですが、いわゆる具体的なものでないとだめだと、こういうことを言われております。

その中で、マニュアルについては、ガイドラインが、平成17年に内閣府が有識者の検討会でつくりました。それに基づいて山口県は平成18年のたしか2月だったと思いますけど、そういったガイドラインをつくりました。

で、国がつくったガイドラインの特徴が幾つかあるんですが、一つは、一般的例示では

なくて、防府市の場合にはまだ先ほど言われましたような一般的例示という形でマニュアルがつくってあるわけですが、非常に具体的なものにするという、客観的な具体的なものにするという形で、河川であっても危険な箇所がどこなのか、佐波川の右岸とか左岸ではなくて、右岸の例えばどこが危険な箇所だと。その箇所について、どの区域だとか、どの区域に例えば避難勧告を出すとか、そういったようなところまで個別につくりなさいという感じのものがなっているということです。

それから、2つ目は、そのとき私も質問をしておりますが、これについては防府市も今やっておりますのでいいのかもしれません やっているというほどではないかもしれませんが、避難準備情報というものを新たにつくるということで、従来の2つの類型から3類型に変えたと。

それからもう一つ大事なことは、この当時は災害弱者という言葉を使いましたけれども、今回、最近使う言葉で言えば災害時要援護者ですね、避難準備情報イコール災害時要援護者避難勧告だと。避難準備情報というのは、災害時要援護者、災害弱者にとっては即それは避難勧告だと、こういう位置づけでいくべきだということが、この当時のガイドラインで既に出されております。

こういったものが17年、18年に国や県でガイドラインとして既に示されているわけですが、防府市では、ガイドラインというようなものをつくったというけれども、まだ一般的例示のままであると。この辺については非常に不十分な問題がある箇所ではないかというふうに思います。私自身もそういうことを質問しながら、その後、災害は忘れたころにやってくるではありませんが、忘れておったということになるわけであります。

それで、あわせて今回の避難勧告等の出し方についているいろ議論がありますので、少し述べさせていただきますが、21日の午前中、避難勧告を午前中に出した、12時までということで考えると、4市1町で出しておりますが、これは私がどうも見る限り河川の洪水、はん濫であります。いわゆる土砂災害について避難勧告を出している市は山口県では一つもありません。ということではないかと思います。

下関市では、11時半に安岡町3丁目2世帯6人に対して出しておりますが、友田川は ん濫のおそれと。山口市では鋳銭司で9時28分ですが、これは洪水ということになって います。それから9時50分には小郡四十八瀬川周辺で出していますが、これも洪水と。 大歳の朝田高田橋上下のあたりで11時ですが、これも洪水。大内の問田、上千坊、下千坊、11時15分に出していますが、これも洪水と。光市の三井6丁目と8丁目に出して いますが、これは島田川沿いの地域でありますから、当然洪水であろうと思います。それ から、美祢市の伊佐、日の出町、恵比須町で10時45分に出していますが、浸水のおそ

れがあるためというふうになっております。同じく東厚保、江の河原、大向で10時45分に出していますが、これも浸水のおそれと。それから田布施町では、八和田、配原について10時10分に出していますが、これは灸川という川の近くでありますので、河川によるものと思われます。

そういう中で、防府市の、では、河川の情報が適当で、どんな状況であったかということもちょっと見ておかなければなりませんが、河川については、水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位という形でなっております。防府市では、先ほど言いましたように、柳川と馬刀川が水位情報周知河川というふうになっておりますが、8時から14時の間、避難判断水位とはん濫危険水位、これを超えておりますので、当然この段階で8時なのか9時なのか別にして、私は柳川のある地域については避難勧告を出すべきではなかったかと。この辺については、他市と比べて不十分な点があるんではないかと思っております。

それから、土砂災害については、先ほど申し上げましたように、県内で午前中に土砂災害に関して避難勧告、あるいは避難指示を出している自治体はありません。唯一あるのが下関市ですが、下関市は当日の8時35分に土砂災害警戒情報、まさにこの土砂災害警戒情報に基づいて市内の18地区に避難準備情報を出しています。この点はぜひ防府市もこういう対応をとるべきではなかったかと思いますが、ただ、この土砂災害の警戒情報というのは、ピンポイントで出るわけではなくて、言ってみれば自治体単位で出るわけですから、防府市でいけば、いわゆる587カ所のそういった危険区域、言ってみれば24日に防府市では避難勧告が出て、議員の中にはあんなに避難勧告を出してどうかという議論もありましたけれども、ああいう形で21日に避難準備情報を私は出すべきではなかったかと、こういうふうに今考えております。

そのことが避難準備情報であって、そういう形で市内ほとんど全域 全域ではないにしても、かなりのところで避難勧告を出すことが実際の避難につながったのかどうかということにはならないかもしれませんが、しかし避難準備情報イコール災害弱者にとっては避難勧告であるということも考えれば、これによって被害は幾らか少なくなったのではないか、こんなふうに思っております。

下関市では、防府市と同じ24日に8地区、1万4,000人に対して避難勧告を24日になって初めて出しておりますが、最初の18地区は3万人近くに避難準備情報を出したということでありましょうが、こういったものが実際のものとしてあり得たのではないかと思っております。

そういう意味で、国、県のそういったガイドラインに沿って判断マニュアルをつくると

いうことでありますので、ぜひこういったものをお願いしたいと思います。そういう意味で、避難勧告どおりに市が動いたとか動かないとかいうことではなくて、やはりそういう不十分な避難判断マニュアルではやっぱりまずいということで、次の段階の議論に私は進んでいくべきではないかということを意見として申し上げておきます。

それから、伝達方法について幾つか申し上げます。同報系防災無線や安心・安全情報システムをそういう形で充実するということは、一つの前進でありますので、それで評価をさせていただきたいと思います。

ただ、同報系防災無線、平成16年に豊岡市で大きな水害がありました。そのときに避難勧告を何で知ったかということが調査をされました。そのときに1番であったのは、同報系防災無線が82%であったと。それで、なぜ82%かというと、これは屋内受信機なんですね。各家庭に屋内受信機があるから82%の方が同報系防災無線で知ったと。テレビで知った人が8%、屋外のそういう同報無線で知った人が10%、近所の方、親戚・知人からが8%とか、そのような形で示されております。したがいまして、やはりこれを各家庭に増やしていくというような施策を一つは検討をお願いしたいと思います。

それから、安心・安全情報システムについては、確かにいいものではありますが、欠点があるというふうに言われております。これ、欠点があるからやめろというのではなくて、 そのことも一応了解しておらなくてはいけないと思います。

一つは、どうしても登録者数が少ないと、登録制度ですから。それと、技術的なことはわかりませんが、このシステムは遅延が発生すると、おくれるということが出てくるということです。その点で新しいサービスとして注目されているのがCBSサービスという形でセル・ブロードキャスト・サービスというそうですが、これは携帯電話の業者の中で、ドコモさんとauが既にエリアメール、それから緊急地震速報という形で、気象庁が、大きな地震があった場合には、あらかじめ、何秒後に地震が来ますから気をつけてくださいというのを発表しますが、それがドコモのエリアメール、auの緊急地震速報で受信ができるというふうになっております。私の携帯も既にそういう設定になるようにいたしました。で、これをすれば、日本中どこへ行ってもその対応ができるわけです。なおかつ、これはドコモにだけあるわけですけども、エリアメールについては、自治体の緊急、そういった防災情報もこれで流すことができると。で、これは登録をしなくても、そういった携帯電話を持って設定をしてあればできると。

例えば、既に日本じゅうで幾つもの市がこれを採用しております。例えば東京の三鷹市とか、愛知県の岡崎市、一宮市や、あるいは沖縄の那覇市、こういうところでは、もう既 にやっているわけですが、私が例えば東京の三鷹に行って大雨が降ってきたと。そうする と三鷹市の防災避難勧告が私のメールに入ると、こういうことになるわけです。で、よそから出張やビジネスで防府市に来た方も、あるいは観光で来た方も、防府市がそういうサービスをとればこれが受けられると。防災に強いまちという形で防府市が再出発するためには、ぜひこんなものも検討すべきではないかと、こう思います。

それから、NHKの緊急放送というのがあって、NHKのホームページを見ますと、人命や財産に重大な影響のある次の3つの場合に限って放送するという形で、テレビのコンセントが差し込んであって待機状態になっていれば これはテレビの機種がそういうふうになっていないとだめですが、最近のテレビはほとんどこうなっております。それで、自動的にスイッチが入って緊急警報放送を始めると。

これについて、3つの場合に限って放送しますといいます。3つの場合の3番目が地方自治体の長から避難命令などの放送の要請があった場合にはこれをやると。テレビとFMラジオでやると。そういうことに対応するFMラジオが本当に売っているのかと思って市内の大型電気の量販店に行ったら、確かにそういうFMラジオが既に市販されております。こんなものもぜひ研究していただきたいというふうに思います。

それから、自主防災組織のことについては、それで、もう、お聞きをしておきます。

それから、防災担当の職員体制についてですが、そういう形で一つ進まれるということはわかりますが、それで専門官という形で質を充実するということは理解をいたしましたけれども、やはり課に昇進させるだけではなくて、そこの職員の数も質と量と両方充実をさせないとだめではないかということだけ意見として申し上げます。

それから、最後のハザードマップについてですが、柳川、馬刀川についてはそういう形でされるということでありますので、ぜひそれでお願いしますが、佐波川のハザードマップについて、一つ気になるところがあります。佐波川のハザードマップの浸水深さですが、一番深いところの表示が2メートル以上という形になっております。浸水の深さがですね、2メートル以上。で、2メートルというのは微妙な数字で、2メートルだったら、これは2階におれば安心ということですね。で、2メートル以上というのは、まあそれよりもちょっと多いかもしれないけど2階におれば大丈夫だと。

ところが、佐波川のハザードマップで山口市は旧徳地町の堀から岸見のあたりについての分を既にホームページで公開しております。で、それを見ますと、深さについて一番深いところは5メートル以上の表示があります。で、2メートル以上と5メートル以上、確かに5メートル以上も2メートル以上なんですが、5メートル以上になると、これは2階建ての屋根の上に上がって大丈夫かどうかという数字になってくるわけです。だから、その辺については、それで、椹野川だとか、あるいは山口市は高潮のハザードマップもつく

っておりますけども、高潮のハザードマップ 4 メートル以上とか 6 メートル以上の表示があります。

だから、やはりその辺について、きちっとした情報を市民に示していただきたいと。 4 メートルとか 6 メートルという表示が出れば、ある意味では非常に市民に混乱をもたら すかもしれませんが、正しい事実として、そういう予測が出るのであれば、それをやはり 市民に示すべきであろうと思いますので、この辺についてどうなのか。まさか今のハザー ドマップは 5 メートル以上という数字が出ておるけれども 2 メートル以上というふうにし ているということではないと思いますが、この辺どうなのか、お聞かせ願いたいと思いま す。

議長(行重 延昭君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(阿部 裕明君) それでは、私のほうから、まず1点目の御質問でございますレッドゾーン、今までイエローゾーンでしか指定がなかったが、今年からレッドゾーンを同時指定していると。これは県の方針が変わったかどうかということでございますが、平成18年から、この土砂災害計画区域の指定を県は行っております。

当時の方針といたしましては、警戒避難体制の構築を図ることを優先して、土砂災害警戒区域の指定を先行するというような方向で指定がされておりました。今年になりまして、周南市さん、山口市さんにおいては、同時指定という方向で進まれておるわけでございます。これを見ると、県のほうもこういう方向で今後進められるんじゃないかというふうに考えております。

それと、3点目のハザードマップの情報のあり方ということでございます。

今回、整備しようとしておりますのも、議員が指摘されましたような土砂災害警戒区域 図 これは県が情報を持っておりますが、これをもとにつくってまいります。当然、そ のハザードマップとしての情報といたしましては、先ほど指摘がありましたように、共通 項目というものがこの中には含まれる必要がございます。

その土砂災害の範囲とか、その種類及び、今、議員のほうも御説明があったような伝達 方法や伝達経路、また避難場所等がこの中の共通項目というようなことになっております。 こういう、今回整備しようとするものにつきましても、この情報を十分加えたものという ように考えております。

それと、最後に、佐波川のハザードマップの水深深さでございますが、このハザードマップが整備されましたのが平成11年でございます。当時はまだ、そのハザードマップのもとになります浸水想定区域図作成マニュアル 作成図に対するマニュアルが整備されておらず、2メートル以上という表現になっております。現在では、この表現が改められ

まして、2メートルから5メートル、5メートル以上というような水深深さを表現するというような方向になっております。

いわゆる 2 メートルまでは 1 階の軒先というところで、 5 メートルということは 2 階の軒先まで浸水するということで、その浸水の判断をしていただくというような情報で表現するということになっておりますので、今後の整備に当たりましては、この基準で整備するようになっているというように考えております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) お尋ねの中で私どもに関係いたしますことを御答弁させて いただきます。

御提言、ありましたように、判断マニュアルの記載の方法でありますが、おっしゃるように私のところでは、今現在、例としてという形では表現してございます。これは具体的ないわゆる判断基準の中で、具体例として個別に表示すべきだろうというふうに私どもも今反省をいたしているところでございますから、この辺につきましては、そういった方向で今から整備をしてまいりたいというふうに考えております。また、そのほか、もろもろいただきました御教示につきましては、研究もしてみたいというふうに考えております。

それから、もう一点、伝達方法でございますが、これはもちろん伝達でございますから、一方的に出しても受けていただかなければ何の情報提供にもならないということになりますので、例えばの例で申されましたような今の私どもの防災行政無線、これもせっかく設置したわけでございますから、有効に利用できるように、御提言のありました屋内の戸別の子機、これは効果があるというふうなお話でございましたので、金額的にはちょっとかなりするようでございますが、どういった形で戸別に提供できるかというのも研究してみたいと思いますし、また、メールにつきましては、御指摘のとおり、なかなか登録者が増えないというのもございます。この辺は先日も申し上げましたが、今現在登録いただいている方同士でもどんどん宣伝をしていただいて、この際でございますから会員を増やしていただきたいということもありますし、私どもも最大限努力をしたいというふうに考えております。

それから、そのほかの新しいいろいろな機器でございますが、これも当然研究をする価値はあろうかと思いますから、そういったラジオ等々を含めて、できるだけ情報を集めてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 13番、田中健次議員。

13番(田中 健次君) 佐波川のマニュアルについては、そういう形で、今後は 5メートルというような2階の軒先まで来るかもしれないという地域も出てくるというこ とで、そのためにはまた万全な体制をつくらなくてはいけないということになろうと思い ますが、よろしくお願いします。

それで、新しいサービスのエリアメールについて、ちょうど当該の会社のドコモのホー ムページに、埼玉県飯能市の例が紹介してあります。なるほどなと思うのは、先ほど言い ました防災行政無線、これが音声による伝達なので、放送終了後に電話による問い合わせ がたくさん出てくると。放送内容の確認ですね。一瞬流れてきて消えてしまうわけですか ら、すぐそばにテープレコーダーかICレコーダーでも持っていればいいわけですが。そ の点、やっぱり文字情報のメールというのは残るので、間違いなく確認できるということ で取り入れたということですが、低コストということで書いてあって、確かに低コストな んです。これを低コストと判断するかどうかは、また行政の考え方ですが、初期費用が一 番安ければ2,100円、インターネットでいくかIP-VPNという回線か何かでいく か、それから専用線でいくか、その3種類があるんですが、インターネットを使えば初期 費用として2,100円、それから工事費をひっくるめて専用回線までいくと、それに 1万2,600円、足すような形だと。で、月額費用がサービス料で2万円、税込みで 2万1,000円ですか。で、インターネットであれば、それにプラス3,150円だと。 専用線を使うと1万5,750円という数字ですけれども、こういう形で、先ほど言った ような形で、この地域、防府市にいる人で、そういう設定をしている携帯をお持ちの方は サービスが始まってまだ2年 すべて入るという形になってくることが非常に魅力的な ぐらいですけれども、思いますので、ぜひこれについては検討いただきたいと思います。

それから、緊急災害放送ですね、自動的にスイッチが入る。これもNHKのホームページにありますので、ぜひこういうことができるのかどうか協議を進めていただいて、いわゆるプッシュ情報、押しかけてくる情報ですね、こちらがスイッチを入れなくても自動的にテレビやFMラジオのスイッチが入って聞こえるというのは、これ、大変いいと思いますので、ぜひしていただきたいと思います。

それから、最後に、今回の災害について、総括して一言意見を言わせていただければ、一番の問題は、やはり判断マニュアルというものをこの間きちっと整備してこなかったことが第一の原因ではないか。で、もう一つは、やはり職員体制について不十分ではなかったかということが、災害が、この2つがもう少し何とかなっておれば被害というものがもう少し少なくできることがあったのではないか、こんなふうに今、考えております。

そういう意味で、この間、ある意味では行政改革という形で職員の数を減らし、あるい

は予算を削ってきたと、そういった影の部分が今回のこの災害にはあらわれているんではないか、こういうふうに意見を申し上げて私の質問を終わりますが、もし市の管理のほうから何かの御意見があればお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 市長。

市長(松浦 正人君) 総括して2点、取りまとめる形でお話をいただきました。いろいろ私も考えるところ多々あるわけでございまして、これからもいろいろ御意見をちょうだいしながら対応に努めてまいりたいと存じます。ありがとうございました。

議長(行重 延昭君) 以上で、13番、田中健次議員の質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 次は、12番、山本議員。

〔12番 山本 久江君 登壇〕

12番(山本 久江君) 日本共産党の山本久江でございます。質問に入ります前に、防府市を襲いました集中豪雨から1月半がたちましたけれども、改めて豪雨災害の犠牲となられました皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

私、きょうの最後になりますけれども、災害対策が続きますが、大変重要な課題であります。また別の観点から質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、第1点は、豪雨被災者支援と今後の対策についてお尋ねをいたします。

第1点は、土砂災害警戒区域にかかわって質問をいたします。

土砂災害警戒区域とは、御承知のように、急傾斜地の崩壊や土石流、あるいは地すべりなどが発生した場合に、住民などに生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域でございます。このため、土砂災害を防止したり、その被害を軽減していくためには、この区域において土砂災害についての情報の収集や伝達、避難、あるいは救助などの警戒避難体制をつくり上げておくことが極めて重要になってまいります。

今回の豪雨による甚大な被害の教訓から、改めてそのことが問われております。土砂災害防止法では、こうしたことから、警戒区域の指定があったときは、市防災会議が市の防災計画に次のことを定めるものとしております。すなわち、「当該区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする」と、こういうふうに明記されております。市として今後数多く指定されております警戒区域について、どのように整備をしていくのか、お尋ねをいたします。

2点目は、警戒区域にある災害時要援護者関連施設利用者のために、やはり防災計画で 情報等の伝達方法を定めることになっておりますが、今回の災害の教訓を今後どう生かし ていくのかという問題でございます。

高齢者、障害者、乳幼児などの施設、あるいは病院など、自力で避難が困難な災害時要援護者の関連施設が市内の警戒区域内に10数カ所ございますけれども、今回の豪雨によるライフケア高砂の深刻な被害は、改めて情報伝達、避難のあり方などについて課題を残しました。市として、この教訓を今後どのように生かしていくのか、御見解をお伺いしたいと思います。

3点目です。危険箇所にある要援護施設の周辺の防災対策が急がれると思いますが、どのように検討しているのかお尋ねをいたします。

新聞報道によりますと、国土交通省は、土砂災害の危険がある老人福祉施設や幼稚園、病院など、全国で約1万3,800カ所のうち、防災用の工事が周辺で行われているのは、ことし3月末現在で約4,300カ所、全体の約31%にとどまっていると調査発表を行いました。

2007年4月に国土交通省は指針を作成いたしまして、土砂災害時に保護が必要な施設の周辺では、砂防ダムの建設や急斜面を固める工事など、防災のための対策をとるよう各自治体に求めておりますが、極めておくれております。また、県の調査でも、県内で危険箇所に108施設の立地を確認、このうち50施設が立地をする地区で、砂防ダム建設やのり面整備などの砂防対策が進んでいないことがわかりました。市内のこうした施設周辺の防災対策について、どのように考えているのか、御答弁をお願いをいたします。

4点目でございます。4点目は、被害を受けた中小零細企業への融資制度の充実についてでございます。

最近の厳しい経済環境、経営環境にさらに追い打ちをかけるように今回の豪雨災害は中小零細企業にとって大変大きな打撃となりました。商品や機械がだめになったと途方に暮れ、それでも事業再開に向け、必死に頑張っておられる業者に対し、市として事業の再建のために市の融資制度の充実が図れないか、お尋ねをいたします。

5点目でございますが、被災者生活再建支援制度についてお尋ねをいたします。

この制度は、被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、被災世帯に支援金を支給をし、生活の再建を支援をしていく、こういう制度でございます。この法律は、被災者への初めての個人給付制度として全国的な国民の、それこそ運動の中で成立した経緯がございます。そして、その後も被災者の立場に立った制度にと、支援策の中身が発展をしてきております。

私は、さきの臨時議会におきまして、住宅の被害認定に当たっては、外観だけによるのではなく、住宅としての機能喪失や補修工事に伴う損失を正確に反映させたものにすること。6月に行われた運用指針の改定が今回の被災現場で徹底されるようにし、被災者が納得できる被害認定となるよう求めてまいりました。

現在、この制度では、支援金は全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、さらに住宅を建設、購入する場合は200万円が、そして補修する場合は100万円が これは世帯人数が複数の場合ですけれども、支給されることになっております。

しかし、被災現場を歩いて感じることは、半壊、床上浸水で、全くこの制度の対象になっていない世帯で、住宅を大幅に補修しなければ住めない世帯があるということです。この制度が被災者の切実な声にこたえていけるように支援の対象世帯の範囲を現在の大規模半壊以上から、さらに広げるよう市として国に対し要望してほしいと思いますが、いかがでございましょうか、御答弁をお願いをいたします。

次に、大きな2点目ですが、市の保育所の整備についてお尋ねをいたします。

第1点目は、急がれる宮市保育所の改築について、今後の計画をお尋ねをいたします。

宮市保育所は、1972年、昭和47年に建設をされまして、築後、ことしで36年が 経過をいたしております。新しい耐震基準に達していない昭和56年以前の建物で、コン クリートブロックづくりになっており、特に事務室やゼロ歳児、1歳児、2歳児の子ども たちが保育されているところは老朽化が著しく、壁には亀裂が何本も走っているという状 況でございます。また、古い保育所のつくりだけに、3歳未満児の保育室の前の廊下はセ メントで、1歳、2歳児の保育室のトイレも年齢に合ったものではありません。

私は、昨年の12月議会で、以前から早急な改築が求められながら、そのままとなっているこの施設の問題で、子どもの安心・安全な保育環境をつくることは市の責任であるとの観点から質問をさせていただきました。

このときの答弁は、「築後35年が経過をし、傷みも見られるので、安心・安全と耐震性の確保の観点、及び民間移管への推移を見守りながら改築等の検討を行ってまいりたい」との回答でございました。

しかし、今回の豪雨災害でも、市民が経験をいたしましたように、自然の猛威は我々の 想像を超えて突然やってくるわけでして、被害をいかになくし、また最小限に食いとめる かは、日ごろの防災対策、安心・安全のまちづくりへの責任ある取り組みでございます。

昨年も周防灘断層群の地震発生確率など、長期評価の発表もされておりますが、防府市でも近い将来、震度6強以上の地震の可能性が予測されたところでございます。

ゼロ歳から就学前までの子どもの保育を行い、最も安全であるべき保育所が民間移管への推移を見ながらと、何年も改築が放置されるという状況はいかがなものでしょうか。入所している子どもたちのために、安心・安全を早急に確保して、充実した子育て環境を提供していくことは市の責務でございます。ぜひ来年度、改築に着手をしていただきたい、こういうふうに考えますが、いかがお考えか御答弁をお願いいたします。

2点目は、公立保育所の役割を考えれば、富海、江泊、宮市の3つの保育所は直営を維持すべきと考えますが、御見解をお尋ねをいたします。

御案内のとおり、公立保育所は、児童福祉法第24条の保育実施義務を果たす最も基本的な施設でございます。ですから、公立保育所があることで、この保育水準で市民に責任を持って保育を提供することを示していくことになります。

防府市では、ことし4月から三田尻と西須賀保育所の民営化が行われ、公立保育所はわずか3カ所になりました。平成13年の行政改革委員会の答申に基づき検討されてきたものでございますけれども、このとき民営化の理由として上げられました最小の経費で最大の効果を上げるため、あるいはまた、民間へお願いしたほうがサービスが維持でき、財政面での負担も少なくなるという、この、こうした検証は今後きちんとされなければならないと思います。

一方、行革委員会の答申が出された8年前と現在では、保育を取り巻く子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化をしてきております。国は昨年、保育所保育指針を9年ぶりに改定をし、ことし4月から実施をされておりますが、保育所に期待される役割が進化、拡大しております。

例えば、地域の保護者に対する子育て支援など、強調されておりますけれども、支援ができるだけの保育条件の整備など、市が中心となって進めていく課題が多いと思います。加えて、2005年度からスタートいたしました次世代育成支援行動計画は、今年度をもって前期行動計画が終了いたします。来年度から後期計画がスタートいたします。自治体の子育てにかかわる保育の分野で、公立保育所が果たすべき役割は大きいものがございます。また、今回の災害時においても、宮市保育所などが被災した地域の子どもたちを受け入れ、関係者から大変喜ばれたことも聞いております。

今、子育てをめぐる環境が大きく変わり、深刻な問題も増えてきていることから、市が保育実施義務を果たしていく上で、公立保育所が極めて重要に、いわばかなめとしての役割が求められます。ぜひ3つの保育所につきましては、直営で維持していただきたいと考えますが、市の御見解をお尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。誠意ある御回答、よろしくお願いをいたします。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 私からは、豪雨被災者支援と今後の対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、土砂災害警戒区域について、警戒避難体制等、今後どのように整備するのかとのお尋ねでございますが、議員御案内のとおり土砂災害防止法第7条には、「当該区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする」とございます。

現在、市の地域防災計画には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による避難体制を整備しておりますが、御指摘の土砂災害防止法に基づく「急傾斜地」「土石流」及び「地すべり」については、避難基準の設定と危険箇所一覧は掲載しているものの、警戒避難体制はいまだ策定しておりません。したがいまして、早急にこれに関する総合的な警戒避難体制を検討しなければならないと考えております。

また、住民一人ひとりに土砂災害に対して的確な判断と行動をとっていただくため、適切な情報提供を行うことは重要であると考えておりますので、県作成の土砂災害警戒区域などに関する調査データの提供を受け、このデータをもとに今年度中に「土砂災害防災マップ」を作成し、関係する地域の全世帯及び関連施設に配布いたしたいと考えております。また、来年度になりますが、佐波川のハザードマップも更新しなければならない時期に来ておりますので、作成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の災害時要援護者関連施設への情報等の伝達方法についての御質問でございますが、今回の豪雨災害の教訓をもとに、土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設への土砂災害警戒情報伝達のルート及び降雨危険度基準などを早急にマニュアル化したいと考えており、今後はそのマニュアルによって、関連部署及び関連施設へ周知徹底を図ってまいりたいと存じます。

次に、3点目の危険箇所にある要援護者施設周辺の防災対策についての御質問でございますが、議員御案内のように、今回発生した土砂災害を防止するための砂防堰堤の建設につきましては、国及び県事業として、国土交通省の緊急点検において、危険度Aランクに判定された37カ所を中心に整備が進められることとなっております。

要援護者施設周辺の砂防対策でございますが、今後も整備が必要な箇所については、早期に国・県に対し要望するとともに、全面的な協力を行ってまいりたいと考えております。 次に、4点目の中小企業などへの融資制度の充実を求めたいがどうかという御意見、御 質問でございます。

このたびの集中豪雨により被災された中小企業の方々への支援策として、現在、政府系金融機関による災害復旧資金が創設されておりまして、県におかれましても、50万円以上の被害を受けられた中小企業の方々に対し、県制度融資のうち、貸付限度額が8,000万円の経営安定資金を災害対策資金として貸し付けることを決定しておられます。また、商工会議所等では、被災中小企業の方々の相談に対応するため、特別相談窓口を設置しておられます。

市といたしましては、景気悪化などによる中小企業対策として、市制度融資の一般資金の融資限度額を1,250万円に引き上げるとともに、平成21年4月以降、市制度融資のすべての融資比率を0.3%引き下げたところでございますが、さらに被災された中小企業の方々への支援策を充実することといたしました。

その概要は50万円以上の被害を受けられた中小企業の方々が、事業再建のための資金として、市一般資金を借り受けられた場合に負担される利子の2分の1を5年間、補給することといたしております。さらに、県経営安定資金につきましても、市独自でその利子の2分の1を5年間補給することといたしております。

最後に、被災者生活再建支援制度の拡充を国に求めてはどうかとの御提言でございますが、御指摘のように、この制度では全壊、大規模半壊が対象となっており、半壊は取り壊した場合のみが対象で、半壊でも補修して住む場合や床上浸水は救済されないのが現状でございます。被災地の現場を見ますに、半壊でも被害の状況は甚大でありまして、一日も早い復旧を願う気持ちは市としても同様でございます。今後、制度の拡充について、市長会を通じまして国・県に強く要望してまいる所存でございます。

残りの御質問につきましては、健康福祉部長より答弁いたします。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) それでは、再質問をさせていただきます。

かつて経験したことのない豪雨災害であっただけに、この教訓をどのように生かしていくのか、極めて重要なことだというふうに思います。全国どこでも、いつ起こるかわからない。そういった意味では、防府市が今後どう取り組んでいくかは、まさに全国から注目をされていると思います。

で、第1点目のことですけれども、587カ所ある警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることになっておりますが、これは大変な仕事でございます。

昨日も、そしてきょうも、この体制の問題につきましては、担当課の設置や専門家の配置を行っていくという、こういう御答弁もいただきましたけれども、この作業、この仕事

は、まさに膨大な仕事でございまして、果たしてそれで済むのかなという思いもいたして おります。もう少し突っ込んで、このあたりの御答弁をお願いしたいと思います。

議長(行重 延昭君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) 私どもが今、計画をいたしております、仮称でございますが、防災危機管理課につきましては、今現在考えているレベルで申しますと、課員は四、 五名になるんかなと。

それから、今おっしゃるように全庁を挙げていうことでございます。当然私どもも今回 の災害を多くの職員が経験をいたしておりますので、その経験はこれから大事に使ってい かなきゃならないというふうに考えておりますから、専任は4名、あるいは5名ということになりますが、兼務辞令という形でそれぞれ担当の技術者にはつけていきたいということは今現在考えております。

規模につきましては、どの程度の御協力をいただけるかということは、今からちょっと、 再度検討は必要と思いますが、なおかつこれも今、予定でございますが、その課の中の職 員には消防職員もできたら入れたいというふうに考えておりますし、当然技術職の職員も 加えていきたいということで、今、調整を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、全庁ということにはなりませんが、やっぱりその気持ちは一つにして臨みたいということでございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) ありがとうございました。2点目でございますが、ここに国 土交通省がことし3月に行いました災害時要援護者への対策に関する市町村アンケートの 結果がございます。これを見ますと、情報伝達体制が「ある」と答えた施設は59%、そ れから、「ない」と答えた施設は41%、また施設の管理者への説明会は「実施済み」と 答えたものが23%、実施していない施設が77%、こういう結果が出ております。

情報伝達体制の整備が非常におくれている現状がここからうかがえると思いますが、先ほど御答弁をいただきましたので、急がれる対策でございますので、ぜひ早急に体制がとられますように要望をいたしておきます。

それから、3点目でございますけれども、危険箇所にある要援護施設周辺の防災対策についてでございますが、振り返ってみますと、2006年の小泉内閣の骨太の方針に沿って、公共事業費が毎年、前年度比3%ずつ削減されてきております。で、土砂災害を予防する砂防工事の予算も減ってきております。で、砂防ダムをたくさんつくればいいという考え方には私ども立ちませんけれども、しかし現状は必要なところに手が届いていないというのが実態だと思います。

で、危険箇所にある要援護施設の周辺の防災対策について、県がどのように言っているかといいますと、先月の調査を受けて次のようにコメントを行っております。「土砂災害のおそれが出た場合に、お年寄りや子どもの避難誘導など、的確な対応が不可欠だ」と。「施設周辺の砂防対策を優先的に実施することも今後検討したい」と、こういうふうに述べております。で、優先的な対応が求められるというふうに私も考えますけれども、このあたり改めて確認の意味で御答弁をお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) 議員さん、仰せのとおりだというふうに思います。そういった危険が想定される箇所にそういったものが存在するんであれば、今、県の方もおっしゃっていらっしゃるように、優先的にやっていただくというのは我々の要望でございますから、今後、先ほど市長が答弁いたしましたように、市長会等を通じまして強く要望してまいりたいというふうに考えております。よろしく御協力をお願いしたいと思います。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 次に、4点目です。被害を受けた中小零細企業への融資制度の問題でございます。市として、いち早く利子補給を行っていくという対応をとられたことには大変感謝をいたしておりますが、しかし、この据置期間が半年ということになっております。で、災害を受けた地域の業者さんの状況を見てみますと、本当に大変でございまして、これほどの打撃を受けると、半年後の返済は本当に厳しい。今から商品を整理し、それから事業再開に向けて大変な段取りが、手間がかかっていく。本当に大変な状況です。それで半年後の返済というのは厳しいのではないかというのが私ども実感でございますけれども、据置期間の延長を要望しておきたいと思いますが、そのあたりいかがお考えでございましょうか、お答えをお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 産業振興部長。

産業振興部長(阿部 勝正君) 融資金の返済期間の据置期間の延長ということでございます。この据置期間につきましては、融資の期間、また融資額、そして融資の資金の性質とも関係いたしますので、山口県保証協会また商工会議所、金融機関とも協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) ぜひよろしくお願いいたします。市独自での判断が難しい問題でございますので、関係機関にぜひ働きかけていただきたいというふうに思います。

この項の最後になりますが、被災者生活再建支援制度の問題でございます。

塩上でも申し上げましたように、半壊は対象になりません。市の御回答は、これから市長会を通じて国に要望していくということでございました。私も半壊の家の実情を見てみました。例えば運用指針では、木造の家で部位による判定で、家の損壊割合が50%以上が全壊と、こうなっています。それから40%から50%未満が大規模半壊。で、20%から40%未満が半壊と。20%未満は半壊に至らないと、こういうふうに判定をされるわけですけれども、私がお伺いしたお宅は32%でした。で、半壊という判定です。ところが、実際は壁に大きな穴が開きまして、建具、電化製品はほとんど使えなくなる。床もやりかえなくちゃいけない。そうしないと住めない。こういう状況なんです。こういう状態でもこの制度には全く対象にならないんです。ぜひこの制度の充実を国に要望していただきたいことを強くお願いをしておきます。

また、もう一つ、対象範囲を広げることとあわせて、支援限度額の問題でございますけれども、特に今被害を受けた地域、周辺部の地域では、大変高齢者だけの世帯が多いんです。それで、例えば全壊とか大規模半壊となったときに、今の支援制度ではとても住宅の再建はできないんです。壊して建てかえていくという、この大変な費用というのは、高齢者世帯ではとても出せません。この点についても、この支援限度額、これをぜひ国に引き上げてほしいということもあわせて要望したいと思いますが、そのあたりの御回答をよろしくお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) そのことも含めまして、市長会を通じまして国、県に要望してまいります。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 的確な御回答、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

この制度の適用については、市が窓口となりまして、多くの相談が寄せられております。 市民もまさに住宅再建という問題だけに切実でありまして、しかし対応する職員の方も大 変でございます。人数がまず、職員の数が本当足りないのではないかというぐらい、本当 に御苦労されております。認定のあり方をめぐっても、いろんな市民からの意見があるわ けですから、少ない人数の職員の方で本当に御苦労されております。この人の配置ももっ と必要ではないかという意見を述べさせていただきまして、この一番の大きな項目は終わ らせていただきます。

議長(行重 延昭君) 次は、市保育所の整備について。健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 市保育所の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、宮市保育所の改築についてでございますが、宮市保育所の建物はコンクリートブロックづくりで、第一次耐震診断の業務対象外となっており、入所児童の安心・安全を確保する必要性は十分に承知しております。

したがいまして、改築につきましては、民間移管も視野に入れながら、また、今回のような豪雨や今後予測される災害への対応等を考慮し、現在、場所の選定、レイアウト、建設費の試算等の検討を行っており、早急に対応できるよう努力いたしてまいります。

次に、公立保育所3園は直営を維持すべきとのお尋ねにお答えいたします。

市といたしましては、かねてから公立、私立ともに保育水準に差はないと考えております。これまでも公立、私立ともに延長保育や障害児保育、一時保育などに取り組み、保護者のニーズに沿った保育サービスを提供いたしており、今回の民間移管後の保育においても保育に変化はなく、さらに新たな取り組みにより、幅広い保育が行われているところでございます。

公立保育所の民間移管につきましては、5園すべてを民間移管するとの答申がなされておりますので、これを尊重しなければなりませんが、答申の出された8年前と、その後の子育て環境の変化への対応や昨年の保育指針の改定で求められております保護者への支援に対応した保育所の役割等も勘案し、ことし4月に移管した三田尻保育所、西須賀保育所2園の状況の検証を行った後、残り3園の移管について検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) それでは再質問をさせていただきます。

まず、1点目のことですけれども、平成20年度の施政方針で、宮市保育所の改築に向けた実施設計に取り組むと、こういうふうに昨年度の施政方針で述べられております。予算も構造検討等分析委託料335万6,000円が計上されました。これは取り組まれたのかどうか。決算がもうすぐ始まりますけれども、まだわかりませんのでお尋ねをいたします。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 宮市保育所の改築につきましては、平成20年度当初より設計の基本方針、配置計画について、現場の保育士を含め協議を重ねてまいり、7月には先進保育所の視察等を実施し、園児の安全、健康で文化的な環境づくりや周辺住民との交流、開放など、地域と密着した施設づくり、また地域のシンボル的な樹木の保存活用を設計の基本方針といたしましたが、建物の配置計画や行政改革の推進について庁内合意が得られず、予定しておりました実施設計までには至らず、予算を不執行といたしている

ところでございます。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 市長にお尋ねしたいんですけれども、施政方針で述べたことが実施されないと。施政方針とはこんなに軽いものでしょうか。宮市保育所の改築の問題は、ここ1年、2年で出てきた話ではないはずです。本当、随分前からこの問題は関係者から要望が出されておりました。私は、やっと平成20年度で改築についての予算化の動きが出たのかと、大変安心をしたわけですけれども、そのことが実施をされていない。民間委託の問題とセットにされてと思いますが、実施をされていない。やはり市長が施政方針でやるということを明言されたのですから、そのあたりはきちっとやるのが責任だと思いますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

議長(行重 延昭君) 市長。

市長(松浦 正人君) 私もこの点についてはじくじたるものを抱いているわけでございます。

御存じのとおり、民間移管という大きい課題を抱えておりまして、そちらのほうが思うように進んでいない現状でございましたので、そういう段階の中でそのまま突っ走っていってもいいんだろうかというような、そういう思いが入ったのは、これはもう事実でございます。

議員の御指摘のように、施政方針でそういう考え方のもとに進めていきたいということ を確かに申し上げているわけでございますが、条件が整わなかったということで、見直さ ざるを得なかったという苦渋の選択をしたということで御理解をいただけたらと思います。

なお、冒頭部長が答弁をいたしておりますので、お酌み取りをいただいているかとも思うわけでありますが、宮市の保育所の現状についてはよく理解をいたしているつもりでございます。

また、8年前の答申を尊重しながらも、その後の民間移管の協議というものの進みぐあいなどなどを考え、あるいはまた、保育の状況、現況というものの変化なども勘案しながら今後の対応には努めていかねばならないのではないかと、このように感じているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 民間移管とセットにするから、そういう答弁になるんじゃないでしょうか。市長は今回の災害から何を教訓とされたのでしょうか。安心安全なまちづくり、これは常に市長がこれまでも言われてきたことです。しかし、災害はいつ起こるかわからない。それも市長に言わせれば想定外の規模で起こってくるわけです。私たちは、

危険を察知をして、想像を働かせて、まず台風や豪雨や高潮や地震などあれば、危険だと思われるところはすぐに対策をとらなくてはならないと思うんです。それが行政の責任だというふうに思います。改めて今回の災害を通じてこのことを私も感じました。

で、ゼロ歳から就学前の子どもたちがいる保育所ですよ。老朽化して耐震性もない、震度6強の地震が来れば、保育士さんは両脇に子ども2人しか抱えられませんよ。そういう状況の中、大変な被害が出るということが予測されながら、民間移管とセットで考えるという、この方針をずっと続けるというのはどうなんでしょうか。今回の災害で何を考えておられるのか。本当に私は疑問を感じます。

住民の命と安全を守るという、この行政の、私は責任の放棄であるというふうに思います。で、民間委託について言えば、ことし4月から三田尻と西須賀保育所がされましたけれども、まだ、検証していくにはかなり時間がかかるわけですよ。時間がかかる。そういう点では、やはりまず子どもたちの今いる、保育されている子どもたちの安全をまず確保していくということが本当に求められていると思います。改めて市長の良識ある決断を求めたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。お酌み取りをと言われてもよくわかりませんので、はっきりと御答弁をお願いをいたします。

議長(行重 延昭君) 市長。

市長(松浦 正人君) 御高承のとおり、財政的に大変厳しいものを抱えているのは事実でございます。これもあれも、あれもこれもという議会からの御指摘、いろいろあるわけでございまして、そのすべてをたちどころにやっていくものを持っていないわけでございます。行政改革をしっかり進めてまいりましたが、これにもおのずと限度があるわけでございまして、懸命な行革を進めてきている現在の防府市でございます。どうかそのような財政状況下でいろいろな難題難問を抱えている現況というものも何とぞ御理解を賜りたく存じるところでございます。

議長(行重 延昭君) 山本議員。

12番(山本 久江君) もう一言言わせてもらいますが、民間委託がセットなら改築ができるというのは、いわば市民の税金で2億円から3億円かけて市が改築をする。それを受託法人に無償譲渡するわけですね、今までの経緯からいきますと。これが市民に本当に納得が得られるだろうかということも感じておりますし、また多くの私立、社会福祉法人の方々が私財をなげうって保育に従事されていると。そういうことを考えますと、これはどうだろうかなという私は思いもしております。

で、小・中学校施設が耐震化計画のもと、順次改築や補強が進んできているのに、なぜこんなに老朽化して耐震性のない保育所が進まないのか。本当に民間委託とは別の話だと

いうことを強調しておきたいと思います。子どもの命と安全にかかわる深刻な問題でございます。ぜひよろしくお願いいたします。

そして改築に当たっては、やはり施設最低基準をクリアすることはもちろんのこと、地域の子育て支援のかなめとなるようにお願いをしたいと思います。

これで1項目は終わります。

2項目でございますけれども、私は公立保育所の直営を維持すべきだというふうに考えておりますが、市のほうとしては公立保育所の役割については改めてどのようにお考えになっているか、その点をまずお尋ねいたします。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) 公立保育所の役割でございますが、保育サービスの提供に公的責任を果たすこと、これが一つ。子育て施策を進める上での情報を収集すること。また、あるいは保護を要する子どもについての関係機関との連携機能などと考えております。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 市のほうから公立保育所の役割について御答弁いただきましたけれども、それでは、そういう役割を持った公立施設、公立の保育所は、周辺の市では公立と私立の保育所、どのような形で配置をされているのか、資料がございましたらお願いをいたします。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(田中 進君) お隣の市を申し上げます。山口市が保育所総数が28で公立が13、私立が15、公立の割合は41%となっております。もう一方の周南市でございますが、総数が27、公立が18、私立が9、公立の割合は67%、防府市につきましては総数23、公立が3、私立が20、公立の割合は13%となっております。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 今、御答弁いただきましたように、いかに防府市の公立保育所が少ないかということがわかると思いますが、ここにもう一つ資料がございまして、保育所の定員の数から見た公立の割合を示す資料がございます。防府市は、公立保育所の定員が全体の保育所定員のわずか9%です。で、公立の定員が1割を切るような自治体は県内にはありません。県平均が41%、全国平均が49%、つまり公立と私立、ほぼ半々ですね。全国で民営化の動きがある中で、自治体として保育所を守っていくという、こういう大きな流れがありまして、公立、私立、ほぼ半々なんです。ところが、防府市は9%です。本当に突出して低い状況が、いかに全国の自治体とずれているか。それをまた、今、

市のほうではさらに低くしようとする方向、これがもうやり過ぎではないかと。きのうの 市長の御答弁ではございませんけれども、ちょっと立ちどまって今の状況をもう一度見直 していく必要があるのではないかというふうに思います。

私は、保育は公立、そして私立がそれぞれのよさを発揮をしてやっていくのが一番いいと思っています。私立の保育所が大変な努力をされて、いい保育をされているということを私も近いところで見ております。しかし、この公立保育所の役割、これは決して消してはならない、このことを強く求めたいと思うんですが、先ほども御答弁がありましたように、平成13年の行革の答申が出たころと保育をめぐる状況も非常に変わってきております。

今、社会福祉法人の経営者団体が社会福祉法人の改革方針の議論を進めておりますけれども、そこで私、びっくりしたんですが、そこでは社会福祉法人の企業化ということが検討されております。改革のいわゆる結論というのが、福祉の分野で企業と対等に競争できる組織体質につくり直すという、こういう議論と検討が始まっているということなんです。まさに保育の市場化、いわゆる保育の産業ですよ。公的な保育がもうけの対象となる、そういう動きが今進められているということです。ですから、行政の公共性が今ほど問われているときはないんです。行政がしっかりと保育実施事務を果たすためには、公立は残していくべきであり、特に宮市保育所90名です。そして60人、そして45人の、この定員の3つの保育所は、ぜひともこのまま続けていただきたいというふうに思います。

全国的に見ても異常に少ない防府市の公立保育所の定員でございますので、行革答申を 見直すべき時期に今現在あるのではないかと。きのうの市長の答弁に続いて、このあたり 考えていただきたいというふうに思いますが、そのあたり市長、いかがでしょうか。御回 答をお願いいたします。

議長(行重 延昭君) 市長。

市長(松浦 正人君) 昨日も久保議員の御質問の中で、行革にも限度があるということを申し上げておりますし、その折にも議会の皆様方の特段の御判断も仰ぎたいと、このようにも申したかと思っております。似たようなこと、正確な言葉ではないかもわかりませんが、申しております。

私なりに12年間市政を担わせていただいてきて、つくづく感じておりますことは、行政改革、確かに懸命になってやってまいりました。これを例えは悪いかもわかりませんが、もう絞る余地がないぐらい絞っております。これ以上絞るとぼろぼろにきれが壊れてしまうぐらいに絞っているんです。御理解いただきたいんです。

ただ、私から言わせていただくならば、そういう中で、いろいろな市民からの御意見、

御要望、バス路線しかり、今の保育園の問題しかり、さまざまな行政課題というのは常に できわいてきているのが現状でございます。

そうした中で、他市の状況、あるいはいろいろなことなどを皆様方、数字をもとにいろいるなことをおっしゃっておられます。どうか議会のあり方、ありようについても真剣に私は一緒に考えていただきたい。

山口市を例に挙げれば、人口19万人の山口市の中で議員さんの数が34名というようなことなどなど、(「関係ない」と呼ぶ者あり)関係あります。そういうことなどに言及をしながら、ともに考えていく議会であっていただきたいと思っているわけでございます。行政には行政のおのずと限界というものがあるということをどうか考えていただければと、このように思っているところでございます。

議長(行重 延昭君) 12番、山本議員。

12番(山本 久江君) 市長、そういう答弁を私、求めたわけではございませんので、 訂正していただくようにお願いします。

今、幼稚園が、防府市には市立の幼稚園というのが全くないんです。これから公立保育所を委託をして、公立の保育所をなくしていく。そうしますと、ゼロ歳から就学前の子育てにかかわる、そういった公的なそういう施設というのがなくなってしまう。これはいかがなものかと思っています。幼稚園でいけば、防府市立の幼稚園がないからこれに係る予算が他市に比べて低いという状況でもございませんし、また幼稚園に係る情報も本当に私立の幼稚園がないということで、なかなか情報を得ることが不十分だというふうに思っています。さらにこれに追い打ちをかけるように公立保育所をなくしていくという流れは、私は今後の子どもたちの問題、これからさまざまな子育て支援の計画をつくっていく段階で大きな問題であろうというふうに、そういった点からも考えておりますので、ぜひ再検討をしていただくように強く要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

議長(行重 延昭君) 以上で、12番、山本議員の質問を終わります。

議長(行重 延昭君) お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて 延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会する ことに決しました。お疲れでございました。

午後2時55分 延会

## 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

## 平成21年9月11日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 田中敏靖

防府市議会議員 山 本 久 江